

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 1 年金制度の現状と動向

##### (1) 皆年金制度

年金制度は、個々の国民が個人の力で十分な備えをしておくことが容易でない老齡、障害、死亡の事故によつて生活の安定がそこなわれることを社会連帯の考え方に立つて防止し、失われた所得を補うことによつて安定した生活を保障することを目的としている。

わが国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度、被用者以外の一般国民(20歳以上60歳未満の自営業者、被用者の妻等)を対象とする国民年金制度を2大支柱とし、その他に、特定の職域を対象とする制度、すなわち、船員を対象とする船員保険制度、公務員及びこれに準ずる者を対象とする各種共済組合制度(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合をいう。)から成り立っている。

これらの制度の適用状況は、第2-1-1表のとおりである。

第2-1-1表 各種公的年金制度適用人員一覽

第 2-1-1 表 各種公的年金制度適用人員一覽  
(43年3月末)

制 度	適 用 人 員	比 率
総 数	46,735,480人	100.0%
国 民 年 金	21,726,553	46.5
厚 生 年 金 保 険	19,921,797	43.6
船 員 保 険	255,809	0.5
国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,131,706	2.4
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,371,913	5.1
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	780,585	1.7
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	170,168	0.4
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	376,949	0.8

厚生省年金局調べ

なお、41年10月から厚生年金保険制度に、厚生年金保険の行なう老齡給付のうち報酬比例部分の給付を代行し、あわせて企業独自の立場からのプラスアルファ給付を行なつて、政府の行なう給付よりも高水準の給付を保障することを目的とする厚生年金基金制度が発足した。基金数は43年4月現在343基金、加入員数は、157万人に達している。

また、42年10月には、石炭企業の長期的安定を図る施策の一環として石炭鉱業に従事する坑内員及び坑外員に対する特別年金制度として、政府の行なう老齡給付にプラスアルファ給付を行なうことを目的とする石炭鉱業年金基金制度が発足した。

次に年金制度の内容についてみてみよう。

年金制度では、あらかじめ、どのような場合(支給要件)に、どの程度の額(給付額)を年金として支給するかを、制度の趣旨に沿って定めている。

いずれの年金制度においても、老齢、障害又は死亡の事故に対する年金給付としては、老齢(退職)年金、障害(廃疾)年金又は遺族年金が支給されるが、各制度の支給要件又は支給額については、それぞれの制度の沿革なり、対象者の特質に応じて異なっている状況であり、たとえば老齢年金についてみると、第2-1-1表に掲げたとおりである。

老齢(退職)年金を受けるに必要な資格期間は、被用者年金では船員保険等を除き20年、国民年金では25年であり、また、職業を変えたため他の制度に移った人達は、一つの制度で要求される資格期間を満たしえないこともあるので、通算年金の仕組みが設けられており、各制度の加入期間を合わせて20年(被用者年金のみ)又は25年(国民年金を含む。)に達すれば、各制度から加入期間に応じた通算年金が支給されることとなっている。

また、国民年金制度創設に際し、当初から被保険者となつても、老齢年金の受給資格期間を満たし得ない一定年齢以上の者のため、25年の資格期間を年齢に応じ最短10年までに短縮して優遇する措置もとられた。これと同時に国民年金以外の制度でも高齢者について、資格期間を経過的に短縮して、通算老齢(退職)年金を支給することとした。

一方、国民年金制度発足時において既に老齢、障害、死亡の事故により所得を失っている人達に対して全額国庫負担による年金を支給する福祉年金制度も設けられており、わが国は、イギリス、スウェーデン等と並んで、国民皆年金体制がとられている世界で数少ない国の一つである。

フランス、ドイツ連邦共和国等EEC主要諸国においては、労働者に対する制度を中核とし、他の自営業者を、手工業者、農民等グループごとに適用範囲を順次拡大してきたという沿革を有しており、今後においては、制度を統合しつつ皆年金を達成することを一つの目標としている状況である。

第2-1-2表 老齢(退職)年金受給資格一覧

第 2-1-2 表 老 齢 ( 退 職 ) 年 金 受 給 資 格 一 覧

制度及び老齢給付の名称	資 格 期 間	支 給 開 始 年 齢	備 考
国 民 年 金 (老 齢 年 金)	保険料納付済期間と 保険料免除期間で 1 25年以上 2 昭和36年4月1日 現在31歳をこえる 者には年齢に応じ 期間短縮(45歳を こえる者10年以上 など)。	65歳 65歳よりも早く支給 を希望する場合減額 支給の制度がある (繰上げは60歳ま で)。	
厚 生 年 金 保 険 (老 齢 年 金)	1 20年以上 2 坑内夫期間 15年 以上 3 40歳(女子35歳) 以後15年以上 4 35歳以後の坑内夫 期間 11年3月以 上	(退職者) 一般男子 60歳 女 子 55歳 坑 内 夫 55歳 (在職者) 65歳	退職者につ いては 経過的に 年齢引下 げの特例 がある。
船 員 保 険 (老 齢 年 金)	1 厚生年金保険の坑 内夫と同じ 2 漁船期間 11年3 月以上	厚生年金保険の坑内 夫と同じ。	
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (退 職 年 金)	20年以上	(退職者) 55歳 55歳よりも早く支給 を希望する場合、減 額支給の制度があ	

		額又は率の異なる。	
制度及び老齢給付の名称	資格期間	支給開始年齢	備考
地方公務員等共済組合 (退職年金)	国家公務員共済組合 と同じ	国家公務員共済組合 と同じ	
公共企業体職員等共済組合 (退職年金)	国家公務員共済組合 と同じ	国家公務員共済組合 と同じ	
私立学校教職員共済組合 (退職年金)	国家公務員共済組合 と同じ	国家公務員共済組合 と同じ	
農林漁業団体職員共済組合 (退職年金)	国家公務員共済組合 と同じ	国家公務員共済組合 と同じ	
通 算 老 齢 (退 職) 年 金	国民年金	当該制度の期間が1 年以上であり、かつ、 次のいずれかに 該当すること。	65歳 60歳まで繰上げ減額 支給
	厚生年金保険	1 通算対象期間の合 計が国民年金の老 齢年金の資格期間 以上	(退職者) 60歳
	船員保険	2 国民年金以外の通 算対象期間の合計 が20年以上	(在職者) 65歳
	国家公務員共済組合	3 他の公的年金制度 において老齢(退 職)年金の受給資 格を満たしている こと。	(退職者) 60歳
	地方公務員等共済組合	4 恩給等所定の年金 受給権を有するこ と。	
	公共企業体職員等共済組 合		
	私立学校教職員共済組合		
特 例 老 齢 年 金	厚生年金保険	被保険者期間が1年 以上であり、かつ、 厚生年金保険の被保 険者期間と船員保険 の被保険者であつた 期間に $\frac{4}{3}$ を乗じて得 た期間と旧陸軍共済 組合等の組合員期間 と合計して20年以上	(退職者) 60歳 (在職者) 65歳
	船員保険		

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 1 年金制度の現状と動向

##### (2) 給付の動向

各種公的年金制度の受給権者数及び給付額の状況は、第2-1-3表及び第2-1-4表のとおりである。

第2-1-3表 老齢(退職)年金支給状況の推移

第 2-1-3 表 老 齢 ( 退 職 ) 年 金 支 給 状 況 の 推 移

	41年3月末		42年3月末		43年3月末	
	受給権者数	平均1人当たり年金額	受給権者数	平均1人当たり年金額	受給権者数	平均1人当たり年金額
国民年金(福祉年金)	2,923,056	15,600	2,996,973	18,000	3,092,187	19,200
厚生年金保険	195,982	91,781	259,239	93,887	317,021	96,809
船員保険	6,722	123,484	8,060	128,964	9,545	133,624
国家公務員共済組合	54,480	206,249	64,557	232,267	76,539	253,595
地方公務員等共済組合	82,398	198,824	98,446	257,571	138,819	299,822
公共企業体職員等共済組合	133,433	197,476	138,618	216,993	144,815	253,614
私立学校教職員共済組合	2,110	85,705	2,316	109,055	2,562	123,514
農林漁業団体職員共済組合	3,325	95,300	5,167	118,134	7,428	128,402
文官恩給	126,778	135,895	122,400	139,504	—	—
軍人恩給	966,471	34,039	1,083,746	33,295	—	—
都道府県知事裁定恩給	161,397	146,974	156,524	158,614	—	—

資料：42年3月末までは総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報(42年度)」, 43年3月末(恩給は42年3月末)は厚生省年金局調べ。

(注) 1 老齢(退職)年金には、減額退職年金、船員年金を含む。

2 恩給は、普通恩給を掲げた。

第2-1-4表 障害(廃疾)年金及び遺族年金支給状況

第 2-1-4 表 障害(廃疾)年金及び遺族年金支給状況  
(43年3月末)

	障害(廃疾)年金		遺族年金	
	受給権者数	平均1人当 たり年金額	受給権者数	平均1人当 たり年金額
	人	円	人	円
国民年金 (拠出年金)	17,772	68,569	99,273	57,251
(福祉年金)	347,977	30,000	83,145	26,046
厚生年金保険	83,550	80,403	357,278	62,190
船員保険	3,733	101,435	27,014	83,202
国家公務員共済組合	2,469	127,142	22,113	86,369
地方公務員等共済組合	2,640	168,359	25,577	103,238
公共企業体職員等共済組合	6,481	151,586	56,489	88,111
私立学校教職員共済組合	155	100,352	731	74,675
農林漁業団体職員共済組合	495	92,028	3,127	48,990

厚生省年金局調べ

(注) 1 本表の数字は、業務上及び業務外によるものを掲げた。

2 遺族年金には、母子(準母子)年金、殉職年金、寡婦年金、遺児年金、障害遺族年金、未婚遺族年金を含む。

老齢年金の受給権者数の推移をみると、年々顕著な増加を示しているが、制度の歴史が浅いため、一部の制度を除き、被保険者数に比べ受給権者数が少なく、制度の未成熟を示している。なお、国民年金では、資格期間は最短10年であり、46年になつて初めて受給者が発生する状況である。

障害年金は、各制度とも資格期間が短かいので、既にほぼ定常状態に達しているとみてよいであろう。

遺族年金は、在職中の死亡(公務外)についての資格期間は、各種共済組合では、10年と国民年金、厚生年金保険、船員保険に比べてきびしくなつており、また、本来遺族年金の中で最も件数の多い老齢年金の受給資格を満たした者の死亡による遺族年金については、老齢年金の受給資格を満たした者が少ないことと同様、なお件数が少なく、いずれの制度においても未成熟な状況にある。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 1 年金制度の現状と動向

##### (3) ILO新年金条約

昭和42年6月のILO第51回総会で採択された「障害・老齢及び遺族給付条約(第128号条約)」によれば、老齢年金に関する基準は、30年以上の拠出期間を有する65歳以上の夫婦に対して、その者の従前所得又は普通成年男子労働者の賃金の45%(拠出資格期間が20年で年金が支給される場合には、5%を減じた40%)となっている。

厚生年金保険の給付は、定額部分と報酬比例部分とによるため、従前所得でも、普通成年男子労働者の賃金でもどちらの基準によつてもよいのであるが、たとえば従前所得の基準によれば、平均標準報酬月額2万5,000円の者の30年拠出の年金額は、月額 $(250円 + 25,000円 \times 10/1000) \times 30年 + 400円$ (妻の加給年金額)=15,400円で、従前所得2万5,000円に対し、61.6%にあたり、条約の基準を十分上回るものである。

一部には、わが国の厚生年金保険の給付水準が、現実の受給者の年金額が平均94,425円(月額7,868円、42年6月末厚生年金保険の老齢年金の平均1件当たり金額)であることから、この条約の基準に達していないのではないかという疑問があるようであるが、この基準は制度の仕組みとして今後新たに裁定すべき年金額の基準を示したものであり、既発生年金まで及ぶものではない。従前所得の計算方法についてわが国の厚生年金保険が全被保険者期間の平均をとるため、戦後のインフレ、経済成長に伴う所得の上昇等により最近の標準報酬を反映しないという点に関して今後の制度改善の研究課題があることは否定できないとはいえ、条約の基準は従前所得の計算をそれぞれの国が所定の国内法令等によつて定めることとしているのであり、どのような方法によつて年金額の基礎となる所得を計算するかは、各国の判断にまかせているので、現行厚生年金保険の老齢年金は、この点条約の基準を満たしているものと解される。

なお、老齢年金の支給開始年齢を、国際的観点にたつて考察してみると、比較的多くの国が65歳であり、ベルギー(女子60歳)ドイツ連邦共和国、オランダ、イギリス(女子60歳)、アメリカ等がこれによつている。フランスは60歳であるが、実際には、この年齢をこえるまで受給を延期し、増額年金を受ける者が多い(60歳では従前賃金の20%、65歳で40%等)。わが国では、厚生年金保険で60歳(女子55歳)と、国際的には早い国に属し、また、従前の所得が低い場合、定額部分によつて手厚い給付が行なわれるなど、その実質的水準は、かなり高いものといえよう。

障害年金に関する基準は、有償活動における所定の程度の労働不能でも、永久的となるおそれがある障害を受けた者が15年以上の拠出期間を満たしている場合は妻及び子供2人を有する者についてその者の従前所得又は普通成年男子労働者の賃金の50%(拠出資格期間が5年で年金が支給される場合には、10%を減じた40%)以上でなければならないこととされているが、厚生年金保険の給付水準はこの基準をも上回るものである。

遺族年金に関する基準は、15年以上の拠出期間を満たした扶養者が死亡した場合に、子供2人の寡婦に対して扶養者の従前所得の45%(拠出資格期間が5年で年金が支給される場合には、10%を減じた35%)以上の給付を行なうこととなつている。わが国の遺族給付は、恩給法以来の伝統で老齢年金の1/2という考え方を基礎としているので、この基準を満たさない場合が生ずる。たとえば、厚生年金保険の拠出期間20年以下の平均標準報酬月額2万5,000円の者の死亡による妻の遺族年金の月額は、 $60,000円(基本年金額) \times 1/12 + 400円(子の加給年金額) \times 2人 = 5,800円$ となり、従前所得の23.2%となる。

以上、厚生年金保険を例にとつてみてきたように、わが国年金度制の給付水準は、国際的にみて遜色のないも

のとなつているが、年金給付費総額の国民所得に対する割合を諸外国と比較すると第2-1-5表のとおりであつて、わが国の場合著しくその割合が低い。このことは、わが国の年金制度の歴史が浅いため、制度は整備されたものの現実に拠出制の年金を受給している者の数がまだ少ないという未成熟な状況を示すものである。

### 第2-1-5表 老齢・廃疾・遺族給付費総額の国民所得に対する割合の国際比較

第 2—1—5 表 老齢・廃疾・遺族給付費総額の国民所得に対する割合の国際比較  
(1963年現在)

	割合 %
日 本	0.3
ア メ リ カ	3.3
イ ギ リ ス	4.5
ドイツ連邦共和国	8.0
フ ラ ン ス	4.0
イ タ リ ア	5.9
ス ウ ェ ー デ ン	5.1

資料：ILO「世界各国の社会保障費用  
(1967)」

〈注〉 この表では「公務員に対する特別  
制度」は除かれている。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 1 年金制度の現状と動向

##### (4) 年金額水準の改定

---

次に、年金額を生活水準、物価水準などの経済的条件の変化にどう反映させていくかという問題がある。

厚生年金保険においては、昭和29年の現行法の成立に際し、5年ごとの保険料の再計算期に、年金額の水準もあわせて検討することが、この制度にたずさわる者の中で、一つのルールと考えられるようになった。実際にも生活水準等の変動に応じた給付の改善を図る趣旨のもとに、34年、39年の再計算期を契機として年金額の引上げを図る。いわゆる政策的スライドが行なわれた。

34年に国民年金法が制定されるにあたって「保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきものとする。」との規定が設けられたが、これは前述の厚生年金保険における暗黙のルールを法文化したものであり、年金額の改定に関するわが国最初の規定となつた。国民年金では、給付は定額制であり、老齢年金は相当年数の経過後支給が開始されることとなつているため、国民に安心感を与える必要がある等の考え方のもとに、この規定が設けられたものである。

一方、厚生年金保険、船員保険についても、40年の改正に際し、国民年金と同様な考え方のもとに、同様な規定が設けられることとなつたが、上記の国民年金の規定をさらに明確化する趣旨で、「この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。」という規定とされ、年金額調整に関する政府の責務は一段と明確にされた。なお、国民年金についても41年に同様な規定に改められた。

ところで、各共済組合制度では、年金額の算定は、退職時又はそれに先だつ数年間の俸給を基礎として行なわれることとなつており、新規裁定年金については、生活水準等の変動はある程度年金額に反映されるが、新規裁定年金とギャップが生ずる既裁定年金については、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合では必要に応じて特別の立法により年金額の引上げが図られてきた。40年に至つて厚生年金保険に年金額の調整規定が設けられたことに応じて、41年には、各共済組合の年金給付についても同様な規定が設けられるに至つた。

ところで、社会保障制度審議会においても、42年6月、物価等の変動に応ずる年金額調整、財政処理等について、年金制度全体を通ずる原則を確立すべきである旨政府へ申入れを行なつており、現在、関係行政機関で構成される公的年金制度調整連絡会議において、この問題の検討が進められている。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 1 年金制度の現状と動向

##### (5) 今後の方向

さて、わが国の年金制度は、さきにみたように、その体系も整備され、給付水準も国際的にみて恥ずかしくないところまで発展してきた。しかしながら、各制度ごとの個別の沿革等諸事情から生じてきている諸問題、たとえば障害年金や遺族年金を受けるための加入期間等の要件についての不均衡の問題あるいは国民年金に任意加入するみちはひらかれているが、なお老後の保障が十分とはいいがたい被用者の妻の扱いの問題等今後に残されている問題も少なからずあり、これらについて逐次、調整を図ることが必要であろう。

ところで、わが国の近来における経済成長はめざましいものがあり、40年の厚生年金の1万円年金、41年の国民年金の夫婦1万円年金という給付水準も、その後における賃金、物価指数、消費水準等の伸びを考慮すれば十分なものとはいいがたくなつてきており、前回の保険料の再計算期以後における諸事情の変動にみあつて、給付水準の改善を図る必要がある。

また、36年に国民年金に拠出制部門が創設され、これに先だつて実施された福祉年金制度、各公的年金にまたがる通算年金制度の実施により、いわゆる国民皆年金体制が確立されたが、なお拠出制の年金に結びつかない高齢者もかなり残されており、これらの人々についてもできるかぎり拠出制の年金による保障がなされることが望ましいところである。

ところで、次回の厚生年金保険の保険料の再計算期は44年5月となつており、これを期に給付水準の引上げ等の改善を図る必要があることはもとよりのところであるが、46年に拠出制の老齢年金の支給が開始される国民年金についても、厚生年金保険の改善と時を同じくし、これとバランスのとれた改善を図る必要がある。

このため、目下厚生年金保険については、社会保険審議会の厚生年金保険部会で、国民年金については、国民年金審議会で給付水準の引上げ等を中心とし、制度改善の検討が進められているところである。

また、農業構造の改善、農業経営の近代化等を促進しようとする農業政策上の要請と、農業者に対する社会保障充実の要請とを背景として生じてきたいわゆる農民年金問題については、43年7月、農林省の農民年金問題研究会の手による報告書が公表され、この要請を次回の国民年金の改善にどう結びつけていくか、さらに、現在定額拠出定額給付である国民年金に所得比例の要素を導入することの可否等について、国民年金審議会及び同審議会の農民年金問題専門部会において検討が進められている。

このほか、諸外国との人の交流が増加している今日、年金制度の国際的な通算措置に対する要請が急速に高まつてきている。この問題については、43年1月にはアメリカとの間で、43年3月にはドイツ連邦共和国との間で、それぞれ事務的折衝が始められており、近い将来において国際協定等の形で積極的な解決に至ることが期待されている。

今後のわが国における人口の老齢化傾向はきわめて著しいものがあり、現在人口100人につき6人の割合である高齢者(65歳以上人口)が65年には11人(現在のイギリス、ドイツ連邦共和国とほぼ同様な数字)90年度には実に20人といまだかつていかなる先進国も経験したことのない数に達するものと見込まれており、この意味からもわが国の公的年金制度の一層の進展が図られなくてはならない。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (1) 国民年金

##### ア 適用状況

---

国民年金制度は、日本国内に住所を有する20歳から59歳までの日本国民で農林漁業者及び商工業者等他の公的年金制度に加入していない人たちが加入しなければならないことになっている。

これらの強制加入被保険者のほかに、他の公的年金制度から年金給付を受けられる者やその配偶者及び他の公的年金制度の加入者の配偶者あるいは学生など強制加入の対象から除外されている者についても申出があれば、任意加入被保険者として、国民年金制度に加入することができる仕組みとなっている。

国民年金は他の公的年金が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、被保険者をその住所地において個人単位には握しなければならず、しかも、対象となる人たちが年金度制になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々には握し、国民年金制度に加入させるにあたっては他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題がある。

このため制度発足以来、国民に対して制度自体の趣旨の普及徹底とあわせ、適用促進のための施策を強力に講じてきた。

被保険者の適用にあたっては、毎年度当初において適用対象者調査を行ない、自主的な届出によるほか、戸別訪問、文書による勧奨等によつて、適用の促進を図つてきたところであるが、41年6月における国民年金法の年金額の大幅引上げを中心とする改善を期として住民の制度に対する認識が深められ、適用が著しく促進された。

しかしながら、20歳を中心とする若年層の新規加入については、年金制度に対する認識が薄いことなどから、伸びなやみの状態にある。今後はこの若年層に対する適用の促進が重点施策の一つとして取り上げられることになろう。

この適用状況についてみると36年度末における被保険者数は、1,824万人であつて、36年度から39年度までの間においては年間平均約36万人の被保険者が増加してきたが、40年度から42年度にかけては、制度の趣旨の周知徹底とともに年間平均約85万人が増加してきている。(第2-1-1図参照)。

特に任意加入被保険者の適用については、その伸びが著しく、42年度末における適用数は331万人で前年度末に比べて25万人(8.2%)増加しており、国民がしだいに国民年金制度の趣旨を理解してきていることがうかがえる。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (1) 国民年金

##### イ 保険料

国民年金では、均一保険料を拠出する建前がとられており、その額は、被保険者の年齢に応じて区分され、20歳から34歳までは月額200円、35歳以上は月額250円(44年1月分以降の保険料については、35歳未満の者は250円、35歳以上の者は300円となる。)となつている。

保険料の収納にかかる年度別保険料収入の推移については第2-1-6表のとおりである。

第2-1-6表 国民年金保険料収入の推移

第 2-1-6 表 国民年金保険料収入の推移 (単位：億円)

	総 数	印 紙 収 入	そ の 他
38 年 度	226	211	15
39	235	223	12
40	247	236	11
41	316	302	14
42	488	467	21

社会保険庁調べ

(注) その他は、過年度保険料、前納保険料及び追納保険料である。

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であつて、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。

この検認率についてみると年々着実に向上しており、42年度末における全国平均の検認率は、91.6%に達している(第2-1-7表参照)。

第2-1-7表 検認率の推移

第2-1-7表 検認率の推移

(単位:%)

	全国平均	市部	郡部
38年度末	85.3	81.0	90.7
39	88.1	83.8	93.4
40	90.1	86.2	95.3
41	90.8	86.9	96.9
42	91.6	87.7	97.1

社会保険庁調べ

しかしながら、都市部における検認率は87.7%であり、今後は都市部において、特別な施策を講じていく必要がある。

なお、未納者に対しては、年金給付の受給資格要件の確保のためにも、戸別訪問による督促のほか、納付書の発行、督促状の発行などの積極的な徴収体制がとられている。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (1) 国民年金

##### ウ 保険料免除

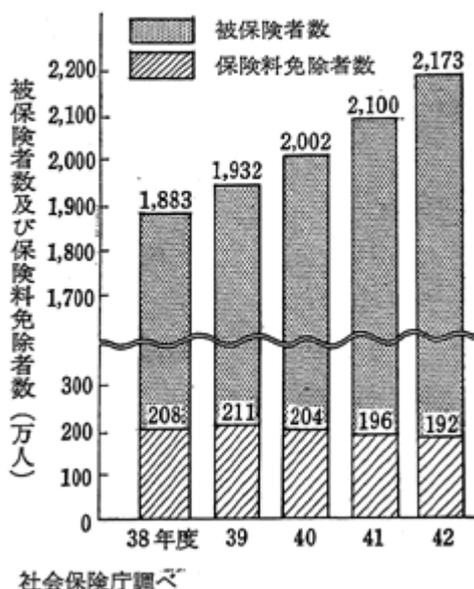
国民年金の被保険者には、生活保護を受けている者、失業や災害などで保険料を納付できない者が含まれており、また長い被保険者期間の間には、保険料を納付できない状態になることも考えられる。このような人たちのため国民年金制度においては他の公的年金制度にはみられない保険料免除制度が設けられている。この保険料免除を受けた期間は年金給付の受給資格期間の計算にあたっては保険料を納付した場合と同様に扱われ、年金額の計算にあたっても国庫負担分の年金額が計算される。

保険料の免除には、障害年金又は母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の受給者であるとき、生活保護法の生活扶助などを受けているとき、又は国立らい療養所などの施設に收容されているときには、これらの事由に該当した月から免除される「法定免除」と、所得がない場合などで保険料を納付することが困難であると認められる者には、免除の申請を行ない都道府県知事の承認を受けて免除が認められる「申請免除」の2種がある。

42年度末において保険料を免除された被保険者数は法定免除63万3,000人、申請免除129万人、合計192万3,000人であつて、その免除率は10.4%である(第2-1-1図参照)。

第2-1-1図 国民年金保険者数及び保険料免除者数の推移

第 2-1-1 図 国民年金保険者数及び保険料免除者数の推移



この免除について年度別にその状況を見ると、39年度以降は逐次その数が減少している。これは、制度の趣

厚生白書(昭和43年版)

旨が周知されるにしたがつて被保険者が保険料を納付し,将来より有利な年金を受けることを希望している現れであろう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (1) 国民年金

###### Ⅰ 給付

拠出制国民年金における給付は、老齢、通算老齢、障害、母子、準母子、遺児及び寡婦の七つの年金給付と死亡一時金の給付がある。

老齢年金は、保険料納付済期間、保険料免除期間又はその合算した期間を一定期間以上満たした者が65歳に達したときに支給される。この老齢年金の額は、保険料納付済期間が25年の場合、6万円(月額5,000円)となり、いわゆる夫婦1万円年金が実現した。通算老齢年金は、国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間が1年以上あり、この期間と他の公的年金に加入していた期間とを合算した期間が一定以上ある者が65歳に達したときに支給される。これらの年金は、まだ制度が浅く、最短の受給資格期間である10年の期間を満たすに至っていないため現在のところ受給権者は生じていない。

障害年金は最低1年以上保険料を納付した者が日常生活に著しい制限を加えられるような障害になつたときに支給される。その年金額は6万円、重度の場合は7万2,000円である。

母子(準母子)年金は、妻(祖母又は姉)が被保険者として最低1年以上保険料を納付したのちに一家の働き手である夫(父又は祖父など)と死別し、18歳未満の子(孫又は弟妹)又は20歳未満の廃疾の子(孫又は弟妹)があるときに支給され、その年金額は5万5,200円(2人以上の子がいるときは、2人目の子から4,800円が加算される。)である。

遺児年金は最低保険料を1年以上納付した者が両親と死別し、18歳未満の子又は20歳未満の廃疾の子があるときに支給され、その年金額は3万円(2人以上の遺児があるときは、2人目の子から4,800円が加算される。)である。

寡婦年金は死亡した夫が老齢年金の受給資格期間を満たしていながら老齢年金を受けずに死亡したときに10年以上継続した婚姻関係にあつた妻に対して60歳から64歳までの間に支給され、その年金額は、夫がもらはずであつた老齢年金の半額である。

死亡一時金は、保険料を3年以上納付した者が年金をもらわずに死亡したときに支給され、その額は保険料を納付した期間に応じて5,000円から5万2,000円がある。

これらの年金の受給状況を年度別にみると第2-1-8表のとおりである。

#### 第2-1-8表 国民年金受給権者及び給付額の推移

第 2-1-8 表 国民年金受給権者及び給付額の推移

	38 年度	39	40	41	42
受給権者数(人)	28,539	49,319	70,269	92,440	117,045
給付額(千円)	688,447	1,171,876	1,648,895	5,409,271	6,902,066

社会保険庁調べ

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (1) 国民年金

##### 才 財政

---

国民年金は、将来の給付に備えて保険料収入を積立金として積み立て、国もその保険料の拠出時において保険料額の1/2に相当する額を積み立てている。この国の負担割合は他の制度に比べて高く、また免除された保険料についてもその額の1/2の国庫負担が行なわれている。

積立金の総額は42年度末において、3,356億円に達している。

このほか、国は国民年金の事務に要する経費を負担しているが、市町村における事務取扱いに必要な国の交付金は、市町村が現実に国民年金の事務執行に必要な費用に比べてまだ十分なものとなっていないため、事務費交付金は43年度において大幅な増額が行なわれた。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (2) 福祉年金

##### ア 受給者及び年金額

国民年金制度の基本である拠出年金は、20歳以上60歳未満の国民を被保険者として一定期間以上の保険料の拠出を求め、老齢、障害、死亡という事故に対して年金給付を行なうこととしている。

ところで、被保険者のなかには、経済的に恵まれず保険料の免除を受けそのため拠出制の年金給付に結びつかない者が生ずるし、また拠出年金制度の発足当時、既に70歳以上の高齢者、既に身体に障害のある者、母子状態にある者などは、せつかく国民年金制度ができて年金給付による所得保障を受けられないことになる。

そこで、これらの人々をも広く国民年金制度に取り入れ、無拠出制の年金給付として、福祉年金を支給するという措置が考慮された。すなわち、制度発足時に既に老齢、障害、母子の状態にある者に対する経過的福祉年金、また、保険料の納付不足により拠出年金に結びつかない人を救済する趣旨の補完的福祉年金がそれである。これらは年金給付としては相違があるものではない。

福祉年金には、老齢、障害、母子及び準母子の4種類の年金があるが、これらは無拠出の年金であるため、給付財源は国の一般会計によつてまかなわれ、それがため、拠出年金に比べ、年金額も低く、各種の支給制限の措置が設けられている。

しかしながら、福祉年金の支給によつて、これまで公的な所得保障の対象外にあつた農業従事者等に対して年金制度に対する認識を深めるという大きな役割を果たしてきたことは否定できないものがある。

年金額は、年々の消費者物価の上昇に対応して、いまだ十分といえる額ではないが、第2-1-9表のとおり逐年引上げが行なわれている。

第2-1-9表 福祉年金額の引上経過

第 2—1—9 表 福祉年金額の引上経過

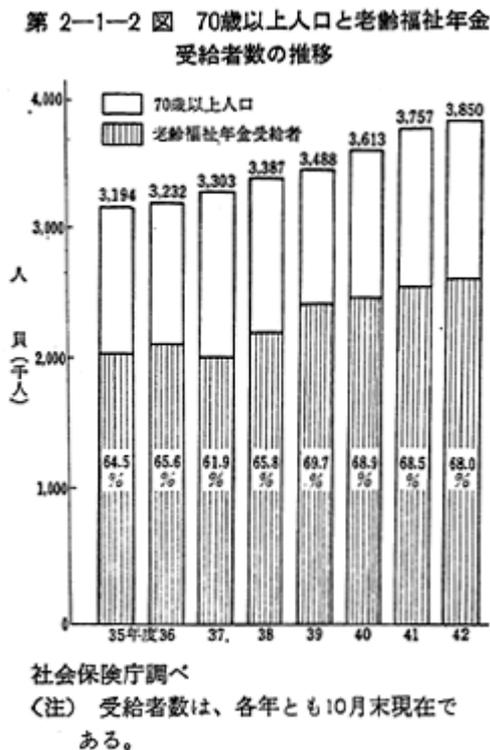
(単位：円)

	老 福 祉 年 金	障 害 福 祉 年 金	母 子 福 祉 年 金	準 母 子 福 祉 年 金
(制 度 発 足 時)	12,000	18,000	12,000	—
34. 11. 1				(創設)
36. 4. 1	—	—	—	12,000
38. 9. 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40. 9. 1	15,600	24,000	18,000	18,000
42. 1. 1	18,000	26,400	20,400	20,400
43. 1. 1	19,200	30,000	24,000	24,000
43. 10. 1	20,400	32,400	26,400	26,400
(予 定)				

福祉年金を受けている者の総数は、昭和42年度末現在306万6,000人に達しているが、制度発足以来の推移をみると第2-1-2図に示すとおり母子福祉年金を除き逐年増加の傾向にある。このような傾向は特に障害福祉年金において顕著であり、36年来毎年のように行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、支給制限の緩和等福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

まず、老齢福祉年金についてみると、受給者は、266万3,000人であるが、これは厚生省人口問題研究所の男女年齢別将来推計による70歳以上の人口のおおむね70%に相当している(第2-1-2図参照)。

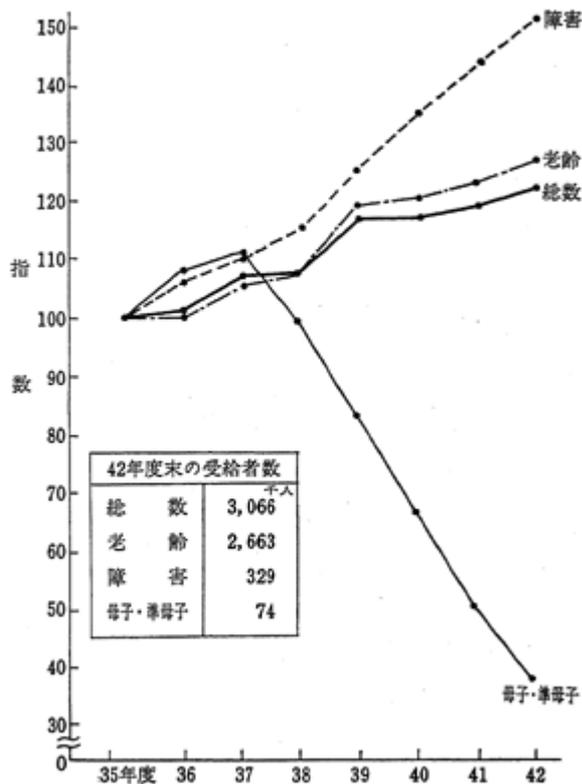
第2-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



老齢人口は年々増加の傾向にあるので受給者もなお増加していくはずであるが、過去においては、第2-1-3図にも示すとおり、必ずしも老齢人口の増加に比例していない。これは支給制限の緩和や年々の経済変動に伴う所得の多寡によつて受給者の数としてみた場合に少なからぬ変動があるからである。なお37年度において受給者が激減しているのは、この年に支給制限に該当した者が多数にのぼつたためであり、その後は、扶養義務者所得制限の緩和と公的年金との併給限度額の引上げにより、受給者は増加傾向をたどつている。障害福祉年金は、当初視聴覚障害及びし体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象として発足したが、その後支給要件の緩和や支給対象の拡大が行なわれ、39年8月に結核及び精神障害を、40年8月に精神薄弱を、41年12月に心機能障害や腎臓疾患などすべての障害をその支給対象に加え、さらに事後重症制度も取り入れられたのでかなり顕著な伸びを示した。

第2-1-3図 福祉年金受給者数の推移

第 2-1-3 図 福祉年金受給者数の推移  
(35年度=100)



社会保険庁調べ

一方、母子、準母子福祉年金の受給者は急速に減少しているが、これは、その支給要件となる子孫又は弟妹が成長して義務教育を終了したことにより逐次失権していることと、37年以降拠出年金の支給が開始されたことによつて新たな事故については拠出制の母子・準母子年金が支給されることとなるためである。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (2) 福祉年金

##### イ 支給制限

福祉年金は、全額国庫の負担によつて行なうところから限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、各種の支給制限が設けられている。

これを大別すれば、(ア)一定額以上の所得を有することによるもの、(イ)他の公的年金制度による給付を受けることができることによるもの、(ウ)夫婦がともに老齢福祉年金を受給していることによるものの三つに分けることができる。

昭和42年度末現在の受給権者数は352万4,000人を数えるが、支給制限の事由に該当して福祉年金の支給を停止されている受給権者は45万7,000人(約12.9%)であり、このほか支給制限の事由に該当するであろうということで権利の裁定を受けていない潜在受給権者もかなりあるとみられている。

#### (ア) 所得制限

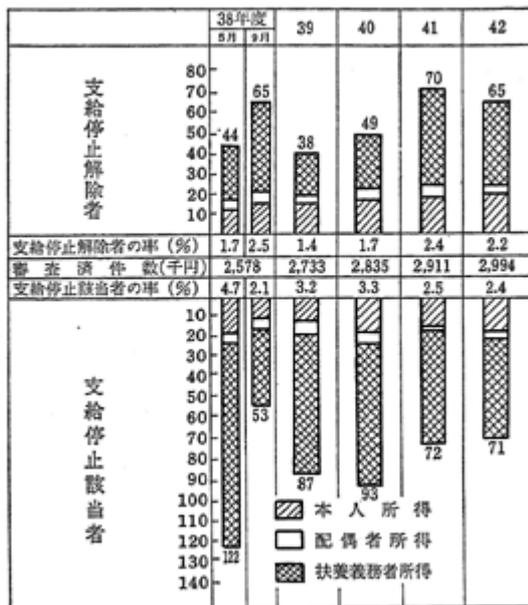
所得制限は、受給権者本人、その配偶者及び受給権者の民法上の扶養義務者の前年の所得が一定限度額以上にある場合、その年の福祉年金の全額を支給停止するというものであり、毎年6月、福祉年金受給権者から所得状況届の提出を求め、市町村の審査を経て都道府県知事が決定する。

受給権者個々にみれば、毎年の所得に変動があるから各年の支給停止該当者と支給停止解除者との間に入りがあるわけで、その状況を示したのが第2-1-4図である。42年度においては、同年9月30日までに299万4,000人の受給権者が所得状況届を提出して審査を受けた結果、2.4%に相当する7万人は所得額が限度額を上回っていることによつて同年5月以降の年金の支給を停止され、また2.2%に相当する6万5,000人は前年度に支給停止を受けていたが42年度には所得が限度額以下であることにより年金を支給されることになったものでその結果、支給停止該当者と支給停止解除者の絶対数はほぼ均衡状態を示している。

#### 第2-1-4図 所得制限該当者、解除者の推移

第 2-1-4 図 所得制限該当者、解除者の推移

(単位：千人)



社会保険庁調べ

(注) 審査件数は38年度は9月20日現在、39年度以降は9月30日現在である。

所得制限の限度額は、毎年所得税法、地方税法の改正に伴って引き上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図ってきているが、制度発足以来の推移を示すと第2-1-10表のとおりである。

第2-1-10表 福祉年金の支給を停止されることとなる所得額の変遷

第 2-1-10 表 福祉年金の支給を停止されることとなる所得額の変遷

(単位：千円)

	38 年 度		39	40	41	42	
	5 月	9 月					
本人所得	基本額	150	180	200	220	240	260
	加算額	30	30	30	40	40	60
配偶者所得	非課税 限度額	同左	同左	同左	扶養義務者 所得に同じ	同左	
扶養義務者所得 (扶養親族5人の 場合)	収入金額 で	500	600	654	716	817	932

社会保険庁調べ

(イ) 公的年金給付との併給制限

公的年金受給による支給制限は、恩給、扶助料、厚生年金保険などの他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を制限するというものである。すなわち、公的年金給付を一定の額(公的年金が戦争公務によるものであるときは制限限度額12万9,500円、その他一般年金であるときは福祉年金相当額)以上受けることができるときは、福祉年金の全額を支給停止することとされ、公的年金の額がこ

の制限限度額を下回る額であるときは、福祉年金の額の範囲内で制限限度額と公的年金の額との差額を併給するというものである。

福祉年金と公的年金の額との併給者は、42年度末現在42万6,000人で、その86.4%は軍人関係の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金など戦争公務による恩給年金の受給者である。また福祉年金を全額併給される者はわずかに6万8,000人にすぎず、残りの35万8,000人は差額併給者(一部支給停止者)である。

#### (ウ) 夫婦受給制限

夫婦受給制限については、夫婦がともに老齢福祉年金を受けている間はそれぞれの年金額のうち3,000円を減額して支給することになっている。

---

---

第2章 所得の保障  
 第1節 年金制度  
 2 年金の各制度  
 (2) 福祉年金  
 ウ 給付費

福祉年金は、毎年1月、5月、9月を支払期月としてその前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は、全額国庫負担で、毎年度一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。制度が発足以来41年度末までに約2,606億円が支払われたが、これを年度別及び年金種別にみると第2-1-11表のとおりで、受給者の自然増加及び年金額の引上げほど制度の内容改善によつて毎年増加している。

第2-1-11表 福祉年金支払額の推移

第 2-1-11 表 福祉年金支払額の推移  
 (単位：百万円)

	総 数	老 齢	障 害	母子・準母子
37 年 度	31,165	23,109	4,604	3,452
38	35,161	26,691	5,178	3,292
39	40,426	30,682	6,510	3,234
40	41,538	32,005	6,952	2,581
41	47,160	36,756	8,322	2,082

社会保険庁調べ

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (3) 厚生年金保険

###### ア 被保険者

厚生年金保険は国民年金とともにわが国年金制度の2大支柱をなすものであるが、その適用範囲は健康保険と同様であり、農林水産業、サービス業などごく一部のものを除き常時5人以上の従業員を使用している事業所を強制適用事業所とし、そこに勤務している者は当然厚生年金保険に加入しなければならないこととしている。

厚生年金保険への加入については、このほか、強制適用事業所以外の事業所つまり、農林水産業、サービス業及び5人未満の従業員を使用する事業業所の事業主が従業員の1/2以上の同意を得たうえで都道府県知事の認可を受けて、その事業所の全員が加入する任意包括加入、個人の希望により、事業主の同意を得たうえで都道府県知事の認可を受けて加入する任意単独加入及び被保険者期間が10年以上ある者が退職し、老齢年金の受給資格期間を満了したいときに都道府県知事に申し出て加入する任意継続加入のみちも開かれている。

これらの被保険者は、性別、従事する作業の種類及び厚生年金基金の加入員であるかどうかによつて第1種被保険者(一般男子)特例第1種被保険者(基金の加入員である一般男子)、第2種被保険者(女子)、特例第2種被保険者(基金の加入員である女子)、第3種被保険者(坑内夫)、特例第3種被保険者(基金の加入員である坑内夫)及び第4種被保険者(任意継続)に区別されている。

近年における厚生年金保険の適用事業所数の推移は第2-1-12表に示すとおりであり、毎年約35,000事業所程度の増加を示しており、42年度末の事業所数は644,548となつている。

第2-1-12表 厚生年金保険適用事業所数の推移

	適用事業所数
38年度末	511
39	554
40	583
41	615
42	645

また、被保険者数の状況は第2-1-13表のとおりであり、年々増加の傾向にあるが、42年度末における被保険者数は第1種被保険者13,241,588人、第2種被保険者6,530,413人、第3種被保険者122,102人、第4種被保険者27,694人、総計19,921,797人となつている。

第2-1-13表 厚生年金被保険者数の推移

第 2—1—13 表 厚生年金被保険者数の推移

(単位：千人)

	総 数	第 1 種	第 2 種	第 3 種
38 年 度 末	16,778	11,244	5,360	154
39	17,873	11,944	5,761	149
40	18,418	12,269	5,979	147
41	19,188	12,749	6,276	138
42	19,922	13,242	6,530	122

社会保険庁調べ

(注) 総数には、第4種被保険者が含まれる。

なお、1事業所当たりの被保険者数は、42年度末で30.9人となつている。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (3) 厚生年金保険

###### イ 標準報酬及び保険料

---

厚生年金保険の給付額及び保険料額は被保険者の標準報酬月額を基礎として算出することになっている。

標準報酬月額は、最低額を7,000円、最高額を6万円とし、この間第1級から第23級までの等級に区分されている。

厚生年金保険の給付に要する費用は、被保険者と事業主がそれぞれ折半して負担する保険料及び国庫負担によつてまかなわれている。

保険料の額を算出する保険料率は、支出面での保険給付の予想額、収入面での積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照らして5年ごとに再計算することになっている。現行の保険料率は、39年に行なわれた再計算に基づくものであり、次のようになっている。

第1種被保険者55/1000(特例第1種被保険者31/1000)、第2種被保険者39/1000(特例第2種被保険者19/1000)、第3種被保険者67/1000(特例第3種被保険者31/1000)、第4種被保険者55/1000

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (3) 厚生年金保険

##### ウ 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金があり、一時金給付として障害手当金及び脱退手当金がある。

保険給付の裁定事務は、従来、社会保険事務所で行なわれていたが、脱退手当金を除き社会保険庁において集中処理することとし、電子計算組織を活用して43年1月から裁定事務を行なっている。既に年金給付の支払事務については、41年2月から集中処理を行なっているため、これによつて、裁定から支払までの事務処理が一元的に行なわれることとなつた。

##### (ア) 老齢年金

42年度末における老齢年金の受給権者数は31万7,021人で、毎年30%前後増加しており、38年度末の10万5,159人と比べると約3倍に達し、保険給付の中で中心的地位を占めつつある。

一方、年金額についてみると、42年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は、9万6,809円で、40年5月に行なわれた法改正前の4万3,028円と比べると約2.2倍になつている。

##### (イ) 通算老齢年金

42年度末における通算老齢年金の受給権者数は、2万4,348人で、本制度が創設された36年以来毎年著しい増加を続けており、38年度末の2,552人と比べると約9.5倍に達している。

一方、年金額についてみると、42年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は、3万7,122円となつている。

##### (ウ) 特例老齢年金

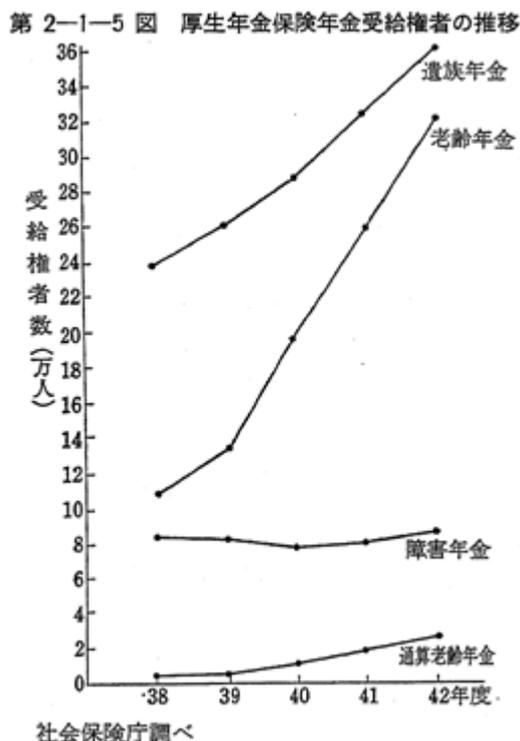
特例老齢年金は、40年6月の法改正で創設されたもので、42年度末における受給権者数は、225人である。

一方、年金額についてみると、42年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は、4万3,966円となつている。

##### (エ) 障害年金

42年度末における障害年金の受給権者数は、8万3,550人であり、35年度以来減少をたどつてきたが、40年度末の7万6,029人を境として、41年度以降は増加してきている。

第2-1-5図 厚生年金保険年金受給権者の推移



一方,年金額についてみると,42年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は,8万0,403円となつている。

(オ) 遺族年金

42年度末における遺族年金の受給権者数は,35万7,278人で,毎年10%前後増加しており,38年度末の23万7,413人と比べると約1,5倍に達している。

一方,年金額についてみると,42年度末における受給権者1人当たりの平均年金額は,6万2,190円となつている。

(カ) 障害手当金

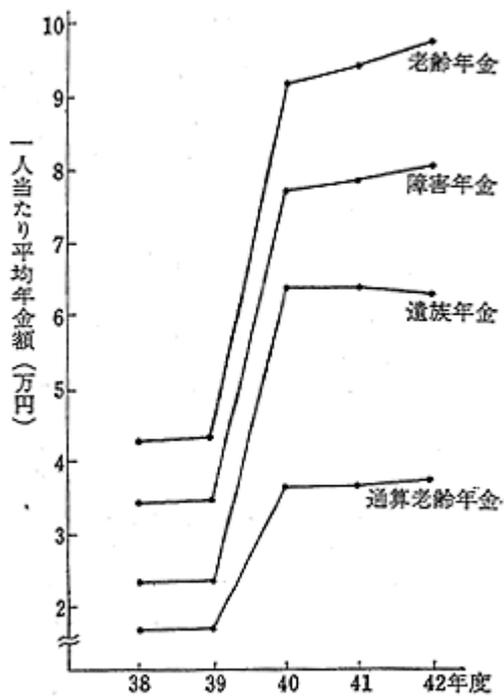
42年度における障害手当金の受給者数は,314人で,受給者1人当たりの平均受給額は15万2,525円である。

(キ) 脱退手当金

42年度における脱退手当金の受給者数は,27万1,589人で,受給者1人当たりの平均受給額は,2万4,938円である。

第2-1-6図 厚生年金保険1人当たり平均年金額の推移

第 2-1-6 図 厚生年金保険 1人当たり平均  
年金額の推移



社会保険庁調べ

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (3) 厚生年金保険

##### Ⅰ 年金給付の支払

---

年金給付の支払は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれその前月分までを支払らことになっている。

支払の方法は、受給者の指定した銀行又は郵便局へ直接送金する方法が採用されており、銀行と郵便局との利用割合は、ほとんど同程度である。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

#### (3) 厚生年金保険

#### 才 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する専務費に大別される。前者は、その約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者はその全額を国庫が負担している。その財政収支状況は、第2-1-14表のとおりである。

第2-1-14表 厚生年金保険収支状況

第2-1-14表 厚生年金保険収支状況

(単位：千円)

	37年度	38	39	40	41
収入総額	166,574,903	196,925,115	232,010,895	385,227,014	480,033,847
保険料	122,206,985	141,442,511	163,687,595	297,369,048	360,711,253
国庫負担金	3,665,954	4,296,449	4,960,034	8,135,733	14,961,889
事務員	1,493,719	1,788,801	2,088,217	2,468,475	2,888,711
給付費	2,172,234	2,507,648	2,871,816	5,667,258	17,073,178
利子	39,841,881	50,261,473	62,192,014	78,447,335	102,522,219
積立金より受入	—	—	—	—	—
その他の収入	860,084	924,682	1,171,252	1,274,893	1,883,781
支出総額	16,921,252	21,052,628	22,446,668	42,823,082	62,077,340
保険給付費	14,105,212	16,269,416	18,196,467	37,618,959	54,440,728
事務費	1,863,050	2,301,080	2,673,927	3,175,377	3,771,257
福祉施設費	832,823	1,051,234	1,527,094	1,981,280	3,704,480
その他の支出	120,167	1,430,908	49,180	47,465	160,875
収支差引剰余金	149,653,651	175,872,428	209,564,227	342,403,932	417,956,507
翌年度へ繰越	358,737	556,025	454,789	630,707	—
積立金へ繰入	149,294,915	175,316,402	209,109,437	341,773,225	417,956,507
年度末現在積立金	565,948,112	715,243,027	890,559,429	1,099,668,866	1,441,442,091

資料：社会保険庁「事業年報」

- (注) 1 「事業費」は厚生保険特別会計の年金勘定から予算定員数等により推計したものである。
- 2 「積立金へ繰入」は、当該年度の決算の結果、翌年度において積立てられる額である。したがって、当該年度の「年度末現在積立金」は前年度分までの積立金の総額である。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (3) 厚生年金保険 力 福祉施設

---

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに被保険者、被保険者であつた者及び受給権者(以下「被保険者等」という。)の福祉を増進させることを目的として、次のような施設を設けている。

###### (ア) 厚生年金病院

被保険者等に主として整形外科並びに整形外科的後療法を行なうことを目的として、8病院(東京526床、大阪560床、九州450床、星ヶ丘(大阪府)644床、登別300床、湯河原348床、玉造341床、湯布院150床)が設置されている。

###### (イ) 厚生年金会館

被保険者等の教養と文化の向上を図ることを目的として、東京に延面積2万1,800平方メートルの会館(大ホール2,400席、小ホール700席会議室、結婚式場、学園及びホテル)と湯河原に延面積3,200平方メートルを有する会館(ホテル)及び大阪に延面積2万3,400平方メートルの会館(大ホール2,400席、中ホール1,110席、会議室、結婚式場及び学園)が設置されている。

###### (ウ) 厚生年金老人ホーム

老齢年金受給者の老後の生活の安定と健康的な生活を送ることを目的として、居室数50室程度の規模の施設が、全国に12(函館、福島、大宮、長野、熱海、姫路、奈良、広島、高松、北九州、長崎、別府)設置されている。

###### (エ) 厚生年金スポーツ・センター

被保険者等の健康の保持増進と体位の向上を図ることを目的として、総合運動場が東京(約4万平方メートル)と西宮(約8万平方メートル)に設置されている。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (3) 厚生年金保険

##### キ 厚生年金基金

#### (ア) 制度創設からの経過

厚生年金基金制度は、わが国における新しい型の公的年金制度として、厚生年金保険事業の一部(老齢年金、通算老齢年金の報酬比例部分)を政府に代つて行なうとともに、政府管掌よりも高水準の年金給付を行なうことを目的として、40年6月の法改正に際して創設されたものである。

その後、制度実施上の具体的内容について社会保険審議会において慎重な審議が行なわれ、41年10月1日にこの制度が発足した。

厚生年金基金の設立は、41年11月30日付けの第1次分87基金に続いて、毎月数多くの基金が次々と設立され、ほぼ1年半を経過した43年4月現在においては、343基金、加入員総数約157万人を擁する制度に成長している。

#### (イ) 基金の概況

##### a 基金の設立

厚生年金基金は、常時1,000人以上の被保険者を使用する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合に、厚生大臣の認可によつて設立される。基金の設立についての事業主の申請は、単独で、又は2以上の事業主が共同して行なわれる。なお、この設立の申請にあつては、適用事業所ごとに、被保険者の1/2以上の同意と組織率1/3以上の労働組合がある場合には、その労働組合の同意とが必要である。

基金が設立された後は、その設立事業所(基金が設立された厚生年金保険の適用事業所)に使用される被保険者は、自動的にその基金の加入員となる仕組みとなつている。

43年4月1日現在における343基金のうち単独事業主による単独設立が221基金(健康保険組合、厚生年金基金、労働組合等の附属機関との共同設立の場合を含む。)2以上の事業主による共同設立が122基金となつている。この共同設立のうちには、主として同種同業の多数の中小企業による総合設立の33基金が含まれている。

母体企業の業態別及び加入員の規模別にみた基金の設立状況は、第2-1-15表及び第2-1-16表のとおりである。

第2-1-15表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第 2-1-15 表 企業業態別厚生年金基金設立状況  
(43年4月1日)

業 態	基金数	加入員数	1基金当た り加入員数
総 数	343	1,574,663	4,591
水 産 業	2	3,003	1,501
建 設 業	10	23,308	2,331
食 料 品 製 造 業	20	78,524	3,926
織 維 製 品 製 造 業	39	198,989	5,102
木 製 品 製 造 業	4	8,185	2,046
化 学 工 業	32	94,775	2,962
金 属 工 業	18	80,869	4,493
機 械 器 具 製 造 業	55	296,214	5,386
そ の 他 の 製 造 業	9	37,910	4,212
卸 売 小 売 業	67	313,597	4,681
金 融 業	37	192,582	5,205
運 輸 通 信 業	40	185,094	4,627
サ ー ビ ス 業	10	61,613	6,161

厚生省年金局調べ

第2-1-16表 企業規模別厚生年金基金設立状況

第 2-1-16 表 企業規模別厚生年金基金  
設立状況  
(43年4月1日)

企 業 規 模	基金数
1,000人以上～2,000人未満	161
2,000 ～ 3,000	66
3,000 ～ 4,000	30
4,000 ～ 5,000	23
5,000 ～ 6,000	7
6,000 ～ 7,000	4
7,000 ～ 8,000	3
8,000 ～ 9,000	3
9,000 ～10,000	7
10,000 ～20,000	22
20,000 ～50,000	10
50,000 人 以 上	2

厚生省年金局調べ

b 基金の給付

基金の支給する給付には、法定給付と任意給付とがある。法定給付は、厚生年金保険の老齢年金又は通算老齢年金の報酬比例部分を政府に代行して支給する年金給付であり、任意給付は、脱退又は死亡を支給事由とする一時金たる給付である。

年金給付については、老齢年金(通算老齢年金)の報酬比例部分相当額を必ず上回る額を支給することが必要である。つまり、報酬比例部分相当額にプラス・アルファのついた年金が支給されるものであり、このプラス・アルファは、給付の財源率において3割程度以上が確保されていなければならないこととなつている。その他支給開始年齢、支給停止の事由等についても、老齢年金(通算老齢年金)の場合より不利にならないものであることが必要である。

基金の支給する年金給付の算定方式としては、厚生年金保険と同じ方式(全加入員期間の平均標準給与月額に一定の支給率を乗じ、さらに加入員期間の月数を乗じる)をとる代行型、代行型の方法で算定される額(基本部分)に各基金ごとに設計した一定の額を加算する加算型、代行型に準ずるその他の型とがある。

43年4月1日現在における343基金を年金給付の算定方式別に分けてみると、代行型が235基金、加算型が107基金、その他の型が1基金となる。給付の厚みとしてのプラス・アルファ段階別の基金数は、第2-1-17表のとおりである。なお、プラス・アルファの大きい基金は、ほとんど加算型による算定方式をとっている。

第2-1-17表 プラス・アルファ段階別厚生年金基金数

第 2-1-17 表 プラス・アルファ段階  
別厚生年金基金数  
(43年4月1日)

プラス・アルファ	基金数
30 ~ 40%未満	181
40 ~ 50	41
50 ~ 60	18
60 ~ 70	12
70 ~ 80	15
80 ~ 90	12
90 ~ 100	9
100 ~ 200	41
200 ~ 300	9
300 % 以上	5

厚生省年金局調べ

### c 掛金

基金の掛金は、厚生年金保険の保険料に相当するものであり、基金が支給する年金給付及び一時金給付に関する事業に要する費用にあてるため、基金が設立事業所の事業主から徴収する。掛金の額は、基金を設立したことによつて厚生年金保険において減額される保険料相当額以上としなければならない。また、掛金の額の負担割合は、事業主と加入員との折半を原則としているが、基金の設立によつて厚生年金保険において減額される保険料相当部分をこえる部分については、各基金の規約により、事業主の負担を増加することが認められている。

なお、掛金の額の再計算は、厚生年金保険の場合と同様に少なくとも5年目ごとに行なうこととし、(設立後第1回目の再計算は、特に3年目に行なう。)このほか毎事業年度の決算の結果、一定割合をこえる剰余金又は不足金を生じたときは、その都度行なうことになつている。

年金給付に要する費用については、そのうち厚生年金保険の報酬比例部分相当額に対して、政府管掌と同じ国庫負担が行なわれる。

#### d 標準給与

基金の給付及び掛金の額の算定基礎として標準給与を用いることとなっている。標準給与の基礎となる給与の範囲及び標準給与の決定方法等は厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。しかし、給与の範囲については、厚生大臣の承認を受けて異つた給与の範囲とすることができる。なお、標準給与の下限は、7,000円であるが、上限については6万円以上11万円までの範囲内で各基金が決めることができる。

#### (ウ) 厚生年金基金連合会

基金の中途脱退者の年金給付を一元的に支給することを目的として42年2月に設立された厚生年金基金連合会は、42年度から本格的な事業活動を始めている。

この連合会は、全国を通じて1個であり、基金からの中途脱退者に係る年金給付の支給義務の移転申出により、当該年金給付の現価相当額の交付を受け、これによつて承継した中途脱退者に係る年金給付の支給を主たる業務としている。このほか、基金の事業の健全な発展を図るための指導、連絡調整等の附帯事業を行なっている。

なお、43年3月末までに基金連合会が、年金給付の支給義務を承継した中途脱退者の数は、約10万5,000人、現価相当額の累計は約1億9,700万円となつている。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (4)船員保険(年金部門)

---

船員保険制度には、被保険者である船員の老齢、廃疾、脱退、行方不明又は死亡に関して保険給付を行なういわゆる年金給付部門がある。この制度が、総合的社会保険といわれるゆえんは、疾病給付部門、失業給付部門及び年金給付部門の3部門を有しているからである。

船員保険の年金給付には、二つの性格のものがある。一つはいわゆる所得保障的なものであり、他の一つは災害補償的なものである。前者は、厚生年金保険と同様のものであり、後者は、船員法に規定された船主の災害補償責任を肩代りするもので、いわば労働者災害補償保険と同様のものである。このため、発生した保険事故が、職務上の事由によるものか職務外の事由によるものかの区別が必要とされ、また、その区別に応じての保険給付の支給要件等に相違がみられる。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (4)船員保険(年金部門)

##### ア 年金給付の概要

年金給付の種類としては、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金、脱退手当金の各一時金の給付がある。

37年4月からは新たに発生することがなくなつたが、それまでは、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金という年金があつた。

以上の年金給付のうち、おもなものの給付状況は次のとおりである(第2-1-18表及び第2-1-19表参照)。

第2-1-18表 船員保険年金受給者の推移

第 2-1-18 表 船員保険年金受給者の推移

(単位：人)

	総 数	老 齢 (通算老齢 を含む)	障 害		遺 族		寡婦、かん 夫、遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
38年度末	31,194	4,947	2,188	1,043	1,614	18,527	2,875
39	33,007	5,902	2,176	1,065	2,150	18,868	2,846
40	34,764	6,730	2,178	1,076	2,710	19,301	2,769
41	37,341	8,071	2,321	1,130	3,492	19,578	2,749
42	40,317	9,570	2,521	1,212	4,467	19,824	2,723

社会保険庁調べ

第2-1-19表 船員保険年金受給者1人当たり年金額

第 2-1-19 表 船員保険年金受給者1人当たり年金額

(単位：円)

	39 年 度 末	42
老 齢	57,432	133,624
障 害 (職 務 外)	57,455	88,964
・ (職 務 上)	65,119	127,376
遺 族 (職 務 外)	28,234	68,328
・ (職 務 上)	36,885	89,162
寡 婦、かん 夫、遺 児	29,396	64,210

社会保険庁調べ

## (ア) 老齢年金

42年度末における老齢年金の受給者数は、9,545人である。これは、前年度末の8,060人と比べると18.4%の増加であり、さらに38年度末の4,944人と比べると2倍近い増加である。このように増加している理由は、老齢年金を受けるのに必要な加入期間を満たす者がふえてきたことによるものである。

一方、年金額についてみると、42年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、13万3,624円で、前年度末と比べると3.6%の増加である。しかし、39年度末の5万7,432円と比べると2.3倍となつている。このように増加したのは、40年5月の法律改正による年金額の引き上げがあつたからである。

## (イ) 障害年金

42年度末における障害年金の受給者数は、職務外の事由によるものについては2,521人、職務上の事由によるものについては1,212人である。これらは、おおむね被保険者数に比例して増加している程度であつて、著しい増加はみられない。

一方、42年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外の事由によるものについては8万8,964円で、前年度末と比べると1%の増加である。また、職務上の事由によるものについては12万7,376円で、前年度末と比べると6%の増加であるが、両者を39年度末と比べるとともに2倍近い増加となつている。この増加は、職務外の事由によるものについては40年5月の法律改正により、職務上の事由によるものについては41年2月の労働者災害補償保険法の改正にあわせての法律改正により、年金額の引上げが行なわれたことによるものである。

## (ウ) 遺族年金

42年度末における遺族年金の受給者数は、職務外の事由によるものについては4,467人で、老齢年金の受給者数に比例して毎年度20%程度ずつ増加しており、また、職務上の事由によるものについては1万9,824人で、おおむね被保険者数に比例して増加している。

42年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外の事由によるものについては6万8,328円で、前年度末と比べると0.3%の増加である。また、職務上の事由によるものについては8万9,162円で、前年度末と比べると3%の増加である。しかし、両者を39年度末と比べると共に2.5倍程度の増加になつている。この増加の理由は、障害年金の場合と同様である。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (4)船員保険(年金部門)

##### イ 年金給付の支払状況

---

年金は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれ前月分までを支払うことになっている。41年11月から、従来、都道府県で行なっていた支払方式を改め、社会保険庁で電子計算機を使用して一元的に支払うこととし、受給者の指定した銀行の預金口座又は郵便局へ直接送金することとされた。受給者が銀行又は郵便局を利用する割合は、ほぼ同じであり、1支払期月に支払う年金額は、約7億円である。

---

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (5) 石炭鉱業年金基金

###### ア 制度の創設

---

石炭鉱業年金基金制度は、石炭鉱業年金基金法(昭和42年法律第135号)によつて、石炭鉱業労働者の雇用の安定と労働力の確保を図る石炭対策の一環として設けられた特別年金制度である。

わが国の石炭産業は、昭和30年代に始まつた近代産業の技術革新に伴うエネルギーの流体化によつて、大きく変化し企業の存在の可否をも問われることとなつた。そして炭鉱の相次ぐ閉山により引き起こされた社会問題の重要性にかんがみ、政府は石炭企業の再建策の検討に取り組むこととなり、内閣総理大臣特命の石炭鉱業調査団(有沢広己団長)が組織され、37年及び39年に石炭対策に係る総合的な答申を行なつたが、この39年答申において石炭鉱業労働者に対する特別年金制度の検討がうたわれたのである。一方、通商産業大臣の諮問機関である石炭鉱業審議会も、石炭鉱業の抜本的安定対策について40年に中間答申、41年に最終答申を行ない、老齢年金制度の実施が具体的な問題となつた。そして、同審議会年金問題小委員会が、42年5月、年金制度の実施に係る具体的な考え方を示したことによつて、この制度が法律化するところとなつたのである。石炭鉱業年金基金は、42年10月2日、石炭鉱業の全事業主を会員とする特別法人として、厚生大臣の認可を受けて設立されたものである。この基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行ない、生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて石炭鉱業労働者の雇用の安定的確保に資することを目的としている。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 2 年金の各制度

##### (5) 石炭鉱業年金基金

###### イ 石炭鉱業年金基金の仕組み

石炭鉱業を行なう事業場であつて、厚生年金保険の適用事業所であるものの事業主は、当然に基金の会員となる。

基金の行なう年金給付又は一時金給付の対象となる者は、坑内員(石炭鉱業を行なう事業場において会員に使用される厚生年金保険の第三種被保険者たる労働者)及び坑外員(同じく第一種又は第二種被保険者たる労働者)又はその遺族とされている。なお、政令の定めるところにより、石炭の採掘の業務と緊密な関係を有しない業務に従事する者は、坑外員の範囲から除外されている。

基金が支給する給付については、基金の定款によつて定められている。

給付の水準は、基金発足後の坑内員期間20年以上である者が50歳に達した日以後退職したとき、55歳から月額7,000円とされている。坑内員期間と基金発足前の坑内員であつたとみなされる期間(過去勤務期間)とを合算して20年以上となる者については基金発足後の坑内員期間5年以上10年未満月額2,500円、10年以上15年未満月額4,000円、15年以上20年未満月額5,500円がそれぞれ支給される。なお、坑外員には、60歳から坑内員の年金額の1/2に相当する額が支給される。

死亡一時金は、受給権者が受給開始後10年以内に死亡した場合に、10年に達するまでの残存期間に対応する年金総額の1/2を一時金として、その遺族に支給する。

基金は、この給付に必要な経費の財源として、会員から掛金を徴収する。掛金の額は、会員の石炭鉱業を行なう事業場ごとの前年中の出炭量にトン当たり40円を乗じて得た額の合算額を12で除して得た額とされ、毎月納付させることとなつている。基金の掛金は、厚生年金保険の保険料と異なり全額事業主たる会員が負担する。掛金は、基金の給付の予想額と予定運用収入額に照らして、財政的均衡を保つよう計算されなければならない。また、少なくとも5年ごとに再計算されることとされている。

基金は、長期間にわたる年金事業を行なうものであるので、財政的に健全でなければならない。したがつて、資産の運用は安全かつ効率的に行なうとともに、給付に充てるべき責任準備金を完全積立方式により積み立てなければならないこととされている。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 3 年金積立金の運用

##### (1) 厚生年金保険と国民年金の積立金の現状

戦後の経済混乱から立ち直った厚生年金保険,また36年から発足した国民年金は,ともに,年金制度として体系化されてまだ日も浅く,現段階ではそれほど年金給付のための経費を必要としないが,将来年数を経て年金受給者がふえるにしたがい巨額の経費が必要となってくる。

この膨大な給付費をまかなうために,年金財政方式をどのように措置すべきかということは重要な問題であるが,毎年必要となる給付費をその年の保険料収入でまかなう方式(賦課式)では,現在と将来とで,それぞれの世代の保険料負担が著しく相違することになる。特にわが国のように今後高齢人口の急速な増加が予想される場合,将来にわたる保険料負担の均衡に考慮を払わねばならない。そこで厚生年金保険や国民年金では,保険数理のもとに計算された平準保険料率により世代間の保険料負担の均衡を図り,現段階で余剰となる保険料収入は,将来制度の成熟に伴い受給者が相当多数に達する時期の給付財源として積み立て,これを有利かつ確実に運用することで給付費の相当部分をまかなうこととされている。わが国の公的年金各制度は,いずれもこのようないわゆる積立式の財政方式を採用している。

厚生年金保険及び国民年金の積立金は,42年度末で2兆6,721億円(厚生年金保険2兆3,365億円,国民年金3,356億円)の巨額に達し,わが国年金制度の積立金のなかで最大の比重を占めている。両年金制度における年金積立金の累積状況は第2-1-20表のとおりである。

第2-1-20表 厚生年金保険,国民年金積立金累積状況

第 2-1-20 表 厚生年金保険, 国民年金積立金累積状況

(単位:億円)

	厚生年金保険		国民年金	
	当該年度分	累 計	当該年度分	累 計
36年度	1,219	5,659	305	305
37	1,493	7,152	340	645
38	1,754	8,906	399	1,044
39	2,091	10,997	431	1,475
40	3,418	14,415	471	1,946
41	4,179	18,594	586	2,532
42	4,771	23,365	824	3,356

厚生省年金局調べ

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 3 年金積立金の運用

##### (2) 年金積立金の運用の概要

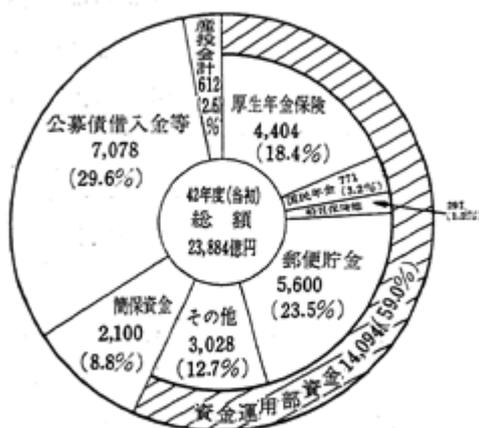
厚生年金保険及び国民年金の積立金は、現在大蔵大臣の管理する資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の特別会計の積立金などと同様、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

国の財政投融资は、政策金融として、国家目的に即した分野に長期かつ低利の資金を融通するもので、最近では住宅建設、上下水道の整備など国民生活に密接した部門、道路、鉄道など公共投資の一部、あるいは中小企業及び農林漁業に対する金融などに重点がおかれているが、42年度における財政投融资計画額(当初計画)は2兆3,884億円であつた。

この財政投融资計画の原資(見込)は第2-1-7図のとおりで、資金運用部資金は1兆4,094億円と財政投融资計画額の59%を占め、財政投融资の大半をまかなっている。また資金運用部資金の内訳をみると、厚生年金保険及び国民年金からの原資は、厚生年金保険4,404億円、国民年金771億円、計5,175億円であり、資金運用部資金の37%を占めている。なお、この5,175億円は、42年度において厚生保険特別会計や国民年金特別会計から新たに資金運用部に預託される額のみであり、41年度以前に預託された積立金で既に投融资された資金のうち42年度中に回収され再び資金運用部資金として融通することのできる額は含まれていない。この回収金を加えると、厚生年金などの原資の占める割合は、さらに大きいものとなる。このよりに厚生年金保険及び国民年金の積立金は、郵便貯金資金とともに資金運用部資金の、ひいては財政投融资資金の中核となつている。

第2-1-7図 財政投融资原資内訳

第 2—1—7 図 財政投融资原資内訳



大蔵省理財局調べ

ところで、厚生年金保険や国民年金など公的年金制度の積立金は、民間生命保険、郵便貯金、簡易生命保険などの資金とその性格を異にしているもので、社会保障制度の一環として一定範囲の国民を強制的に加入させ、その被保険者等の家計から強制的に徴収された零細な保険料の集積である。したがって、その管理運用

にあつては、これら年金積立金の性格を十分に配慮して運用されなければならない。

36年1月に行なわれた厚生大臣と大蔵大臣との協議申合せの結果では、国民年金、厚生年金、船員保険、共済組合の資金はすべて大蔵省資金運用部に預託し一元的に財政投融资として運用すること、これらの資金は、これを「年金資金等」として他の政府資金と区別し、使途別分類表によりその使途を明らかにすること、年金資金等の運用については国民生活の安定向上に直接役立つ分野(住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業)に最重点をおき、残余についても国民生活の安定向上の基盤となる分野(国土保全、災害復旧、道路、運輸通信、地域開発)に限定すること、そして特に毎年度新たに資金運用部に預託される増加見込額の25%相当額は、厚生年金保険還元融資、国民年金特別融資(以下「還元融資」、「特別融資」という。)として保険料拠出者である被保険者などの生活の向上に直接寄与する施設等の整備にあてられることになつている。

42年度の国の財政投融资の使途別分類表における年金資金等の状況は、第2-1-21表のとおりである。これをみると、国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備、文教施設などに4,519億円をあて(これは年金資金等の総額の83%に相当する。)、また残余の947億円は、国土保全災害復旧、道路、運輸通信などに使われている。なお、年金資金等5,466億円のうち厚生年金保険及び国民年金の資金は、5,175億円で95%を占め、残余は船員保険、共済組合の資金である。

第2-1-21表 財政投融资使途別分類表(当初計画)

第 2-1-21 表 財政投融资使途別分類表(当初計画)

(42年度)

(単位:億円)

	産投会 計出資	資金運用部資金			簡保 資金	公募債 借入金 等	財投 合計
		年金 資金等	郵便 貯金等	小計			
合計	612	5,466	8,628	14,094	2,100	7,078	23,884
(1) 住宅	—	1,000	813	1,813	425	1,578	3,816
(2) 生活環境整備	2	882	655	1,537	230	884	2,653
(3) 厚生福祉施設	—	669	93	762	—	2	764
(4) 文教施設	—	209	262	471	244	—	715
(5) 中小企業	—	1,146	1,437	2,585	250	458	3,293
(6) 農林漁業	1	611	767	1,374	35	—	1,410
(1)~(6) 小計	3	4,519	4,023	8,542	1,184	2,922	12,651
(7) 国土保全・災害 復旧	—	232	291	523	100	—	623
(8) 道路	—	159	200	359	490	1,509	2,358
(9) 運輸通信	114	274	342	616	201	2,241	3,172
(10) 地域開発	22	282	352	634	96	371	1,123
(7)~(10) 小計	136	947	1,185	2,132	887	4,121	7,276
(11) 基幹産業	43	—	1,480	1,480	29	35	1,587
(12) 輸出振興	430	—	1,940	1,940	—	—	2,370

大蔵省理財局調べ

- (注) 1 開発銀行、地方公共団体等及びあらかじめ使途別に配分することが困難なものについては、実績などを基礎として比例配分した。  
2 年金資金等には、厚生年金保険、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規増加分を計上した。

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 3 年金積立金の運用

##### (3) 還元融資,特別融資

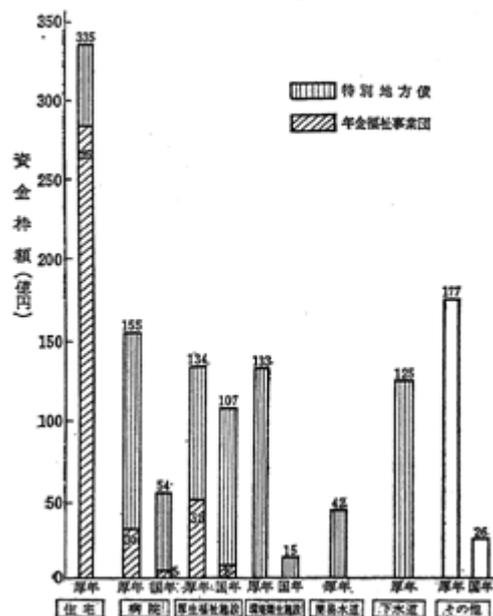
年金積立金のうち還元融資,特別融資の資金枠は,毎年度資金運用部に預託される増加見込額の25%相当額であり,これは被保険者などの福祉の増進に直接寄与する住宅や病院に,また,会館,体育施設,社会福祉施設などの厚生福祉施設に,あるいは清掃事業,上水道など生活環境整備に融資される。

この還元融資,特別融資は,民間向けとして,厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者及び被保険者等のための福祉事業を行なう法人などに対し,年金福祉事業団を通じて行ない,また地方公共団体向けとして都道府県や市町村に対して特別地方債という型で融資される。さらにこのほか,医療金融公庫,社会福祉事業振興会,公害防止事業団,国立病院に対しても還元融資,特別融資の資金があてられている。

42年度における還元融資,特別融資の資金枠は,第2-1-8図のとおり方式によることになっているため,申請欄には,その件数,金額を計上していない。であるが,その主要部分である年金福祉事業団,特別地方債の概要は,次に述べるとおりである。

第2-1-8図 還元融資・特別融資資金枠内訳

第 2—1—8 図 還元融資・特別融資資金枠内訳  
(42年度)



厚生省年金局調べ



## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 3 年金積立金の運用

##### (3) 還元融資,特別融資

###### ア 年金福祉事業団

---

年金福祉事業団は,厚生年金保険,国民年金船員保険の被保険者等のために住宅,病院その他福祉施設を設置及び整備しようとする事業主や各種法人などに長期かつ低利の融資を行なうため36年11月法律に基づいて設立された特別法人である。

貸付けの相手方は,厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業協同組合,消費生活協同組合,国民健康保険組合,日本赤十字社,社会福祉法人などである。融資の対象となる施設は,住宅,病院,厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設など)である。

融資の資金枠は,事業団の発足当初は110億円であつたが,資金需要の増勢に対応して年々増加し,42年度は380億円に伸び,42年度末の貸付決定額(累計)は1,800億円に達しようとしている。

---

## 第2章 所得の保障

### 第1節 年金制度

#### 3 年金積立金の運用

##### (3) 還元融資,特別融資

##### イ 特別地方債

特別地方債は,都道府県,市町村などの地方公共団体が,厚生年金保険及び国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を設置又は整備しようとする場合に行なわれる融資であり,融資の対象となる施設は,住宅(厚生年金保険の適用を受ける中小企業主に賃貸するために地方公共団体が建設する作業員住宅及び市町村が貸付ける水洗便所改良資金),病院,厚生福祉施設(休養施設,体育施設,保育所,母子寮などの社会福祉施設など),清掃事業(し尿処理施設,ごみ処理施設),簡易水道,下水道終末処理施設である。

特別地方債の資金枠についても年々増加しており,42年度は720億円に達している。

終わりに,年金福祉事業団及び特別地方債の41年度における融資の申請及び決定の状況は,第2-1-22表のとおりである。

第2-1-22表 特別地方債,年金福祉事業団の融資申請及び決定状況

第2-1-22表 特別地方債,年金福祉事業団の融資申請及び決定状況  
(41年度)

(単位:百万円)

	総 数				特 別 地 方 債				年 金 福 祉 事 業 団				
	申 請		決 定		申 請		決 定		申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 数	4,564	167,611	4,481	99,600	1,830	105,453	2,694	62,600	2,734	62,158	1,787	37,000	
住 宅	2,170	47,291	1,376	30,078	67	5,683	64	5,023	2,108	41,608	1,312	25,055	
病 院	402	46,320	359	20,308	329	39,753	293	15,255	73	6,567	66	5,053	
厚 生 福 祉 事 業 団 施 設	総 数	1,787	52,676	1,344	22,318	1,229	38,693	935	15,426	558	13,983	409	6,892
	休 養 施 設	170	6,914	107	3,159	53	3,435	29	1,613	117	3,479	78	1,546
	会 館	71	16,893	41	6,502	71	16,893	41	6,502	—	—	—	—
	体 育 施 設	270	12,588	212	5,085	230	11,320	182	4,262	40	1,268	30	823
	老 人 福 祉 施 設	776	6,447	616	2,782	776	6,447	616	2,782	—	—	—	—
	火 葬 場	99	598	67	267	99	598	67	267	—	—	—	—
	教 養 文 化 施 設	209	6,738	138	2,562	—	—	—	—	207	6,738	138	2,562
	社 会 福 祉 施 設	108	1,212	99	985	—	—	—	—	108	1,212	99	985
給 食 施 設	86	1,286	64	976	—	—	—	—	86	1,286	64	976	
清 掃	205	21,324	720	12,936	205	21,324	720	12,936	—	—	—	—	
簡 易 水 道	—	—	562	4,056	—	—	562	4,056	—	—	—	—	
下 水 道	—	—	120	9,904	—	—	120	9,904	—	—	—	—	

厚生省年金局調べ

(注) 1 金額には,前年度からの継続事業に対する融資分が含まれている。

2 清掃(ごみ処理施設を除く),簡易水道および下水道事業については枠配分

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

##### (1) 生活保護基準の意義

---

生活保護法は生活に困窮するすべての国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障することとしているが、法律上は、この「健康で文化的な最低限度の生活」という抽象的な概念によつて規定しているのみである。しかし、この制度を運用するにあつては、どうしても生活に困窮する要保護者が実際に最低生活の需要が充足されているか否かを判断する基準や、保護が必要である場合、その給付すべき保護費を算定する際の根拠となる基準が必要であるから、現実的には、この健康で文化的な最低限度の生活を具体的に設定しなければならない。この最低限度の生活を現実的、具体的に設定したものが生活保護法第8条の規定に基づいて厚生大臣が定める生活保護基準である。

この基準を設定するにあつては、国民経済の現状と将来の見通しとの比較考量、最低生活費論からみた科学的、合理的妥当性等の面から十二分に検討が行なわれ、最低生活費としての妥当な水準が確保されるよりに努める必要がある。

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

##### (2) 生活扶助基準の改定

生活扶助基準については、従前から、39年12月に行なわれた社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告「生活保護基準の改善について」の趣旨である「国民生活の動向に対応しつつ、これとの格差縮小を図る」という立場に立ち、一般国民の消費水準の伸びをベースにおき、これに一般国民と保護世帯との消費水準の格差是正分を見込んで算定する方法をとってきた。具体的にいえば、当該年度における一般国民の消費水準の向上の度合いを適確にとらえる必要があるため、その指標として政府が予算編成前に発表する経済見通しの個人消費支出の伸びを基礎に、できるだけ格差是正を図るという立場に立つて改善を行なってきたのである。

43年度においても、基本的には従来と同様の考え方で、改正が行なわれたのであるが、特に42年11月30日に、社会福祉審議会生活保護専門分科会から提出された「生活保護基準の改善について」の提言をあわせ尊重して改善を行なったのである。

この生活保護専門分科会の提言は、財政硬直化の問題と関連させて生活保護基準の改善を消費者物価の上昇率程度にとどめようとする意見に対して一つの見解を示すためになされたものであるが、この提言の内容概略は次のとおりである。

ア 産業構造、社会構造の変動に伴いこれらの変動に適応できない落層者等が増加するものと考えなければならないが、高い経済成長によつて一般国民の生活水準は引き続き向上するのに伴つて生ずるこれら落層者等との階層間格差縮小は容易に望みえないので格差縮小の努力はこれまでも増して必要であること。

イ 生活保護水準は一般国民の消費水準に比較するとその50%をわずかに上回る程度であり、社会保障の先進国たるイギリス、ドイツ連邦共和国などにおける格差と比較してもなお、相当のへだたりがあること。

ウ 生活保護基準は従来から、所得税の課税最低限の改定とほぼ歩調を同じくしてきたが、明年度においても所得税の減税措置に伴いかなりの課税最低限の引上げが予想されること。

エ 生活保護水準の改善にあつては財政硬直化のための財源が乏しいところではあるが、むしろこのような事情のもとでこそ、あらゆる施策に優先して基準の引上げが行なわれるべきであること。

第2-2-1表 一般勤労世帯と被保護労働者世帯の消費支出額の格差(東京都)

第2-2-1表 一般勤労世帯と被保護労働者世帯の消費支出額の格差(東京都)

	一般勤労者世帯		被保護労働者世帯		格差 (B) (A) %
	1人当たり 消費支出(A) 円	指 数	1人当たり 消費支出(B) 円	指 数	
35年度	9,039	100.0	3,437	100.0	38.0
36	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
37	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
38	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
39	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
40	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
41	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
42	18,017	199.3	9,360	272.3	52.0

厚生省社会局調べ

以上のことから、43年度における生活扶助基準の改定にあたっては、当該年度における一般国民の消費水準の向上の度合いを前提とし、これとの格差縮小を図る見地から少なくとも従来程度の引上げを行なうべきであるとしている。

昭和43年度の生活扶助基準の設定にあたっては、格差是正の立場からの算定により13%引き上げられたところであるが、この算定によるほか、エンゲル方式(エンゲル方式とはまず、比較的合理的に計算しやすい飲食物費を栄養学の成果に基づいて算定し、これと同額の飲食物を実際に支出している世帯からエンゲル係数を求め、これによつて、先に求めた飲食物費を除して生計費を算定する方法である)によつても算定して最低生活費の合理性、妥当性を確保しているところである。このエンゲル方式によつて算定した際、使用されたエンゲル係数は、42年度51.2%であつたものが、43年度においては48.9%と、かなりの改善がなされている。

以上のように、生活扶助基準が13%引上げられた結果、標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)で42年度の1級地の基準額2万3,451円が2万6,500円となり、3,049円の増額となつている(第2-2-2表参照)。

第2-2-2表 生活扶助基準の推移

第2-2-2表 生活扶助基準の推移  
(標準4人世帯1級地)

	実施年月日	基準額 円	対前回比 %	指 数
第16次	35. 4. 1	8,914	—	100.0
第17次	36. 4. 1	10,344	16.0	116.0
第18次	37. 4. 1	12,213	18.0	137.0
第19次	38. 4. 1	14,289	17.0	160.3
第20次	39. 4. 1	16,147	13.0	181.1
第21次	40. 4. 1	18,204	12.0	204.2
第22次	41. 4. 1	20,662	13.5	231.8
第23次	42. 4. 1	23,451	13.5	263.1
第24次	43. 4. 1	26,500	13.0	297.3

厚生省社会局調べ

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

##### (3) その他扶助基準の改定

---

43年度における生活扶助基準の改定については、上記に説明したとおりであるが、このほか各種扶助、加算等の改正についてそのおもなものを掲げると次のとおりである。

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

##### (3) その他扶助基準の改定

###### ア 教育扶助

---

最近,教育に対して父兄の関心が高まってきたが,これに伴って特別訓練活動,学校行事等がとみに行なわれ,父兄が支出する教育費は年々増加している。したがって,教育扶助基準についても一般家庭の児童生徒の教育費とのバランスを考慮し,その健全な育成を図るべく改善が行なわれている。本年度も教育扶助基準の改定にあたっては,これらの点を考慮し基準額を9.5%引上げ(各学年基準額の平均引上率),小学校3年生の場合,42年度の335円を365円に,中学校1年生の場合は42年度915円を999円にそれぞれ改善している。

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

##### (3) その他扶助基準の改定

##### イ 住宅扶助

---

この住宅扶助の一般基準は36年度の改定以降,この基準の引上げがすえ置かれていたので実態の家賃,間代等にそわないものとなつていた。また,このような実態に対して42年7月行政管理庁からの勧告もあり,42年度の一般基準2,000円(1・2級地)を2,800円に改善している。

なお,この一般基準でまかなうことができないときは,第2種公営住宅の家賃の最高額を標準として都道府県知事が定めた基準額の1.3倍の額(最高は東京都などにおける月額7,930円)まで支給できるような特別基準額を設定している。

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

##### (3) その他扶助基準の改定

##### ウ 生業扶助

---

最近、雇用機会の増大により若年労働者等は職に恵まれているが、多くの中高年齢層、母子世帯の母等は雇用の機会は依然として制限されている。そこで、これらの者に対して生業費の活用を図ることにより就労の機会を与え、収入の増加によつて一日も早く被保護状態から離脱せしめることが必要である。しかし、この数年来、生業費の額は、3万円であつたので、効果的な生業の経費としては十分ではなかつた。このような実情を勘案して、43年度においては特別基準として5万円の範囲内で認めることができるよう改善したのである。

---

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 1 生活保護基準

#### (4) 昭和43年度の最低生活保障水準

43年度の生活保護基準の改善については上述のとおりであるが、標準4人世帯の最低生活水準は43年度においてどのような水準になっているか次に述べてみる。

標準4人世帯の最低生活保障水準は第2-2-3表のとおり、42年度の2万9,391円が43年度においては3万3,785円と15%の増となり、約4,400円の増額となつた。この最低生活保障水準は一般的な基準等を計上したものにすぎないが、このほかに住宅扶助で特別基準が設定されて支給される額、教育扶助で支給される実費の額(学校給食費、通学のための交通費等)、勤労控除の収入金額別基礎控除や社会保険料等の実費控除額を含めると、さらに最低生活保障水準は高くなる。

第2-2-3表 最低生活保障水準具体例

第 2-2-3 表 最低生活保障水準具体例

(単位：円)

		40 年 度		42		43	
		1 級地	4 級地	1 級地	4 級地	1 級地	4 級地
標準 4人 世帯	夫 (35歳) 日 雇 妻 (30歳) 長男 (9歳) 小 3 長女 (4歳)	23,294	17,077	29,391	21,607	33,785	24,665
老人 2人 世帯	夫 (70歳) 無 職 妻 (67歳)	12,654	9,245	15,874	11,703	19,302	13,775
母子 3人 世帯	母 (30歳) 長男 (9歳) 長女 (4歳)	17,599	12,836	21,866	16,065	25,253	18,376

厚生省社会局調べ

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 2 生活保護制度の運用

---

生活保護の決定、実施の事務は、生活保護法及びこれに基づく生活保護基準により行なわれるものであるが、しかし、生活保護法の規定や生活保護基準内容は一般的、概括的なものにとどまっているので、これらの解釈や運用その他実施に必要な事項について、さらに細部にわたる行政運用上の指針(行政通達)が必要となる。

この通達は保護の実施要領及び医療扶助運営要領と通称されているが、これらについては要保護階層や、それをとりまく一般国民の生活実態の動向に応じて、毎年所要の改正が行なわれている。

42年度における保護の実施要領の改正のうち主要なものの一つとして、収入認定に関する取扱い方針の改正があげられる。

従来から各種の収入のうち、その性格から収入として認定することが社会通念上適当でないもの、保護の目的を達成するうえで収入として認定すべきでないものなどについては、その全部又は一部を被保護世帯の収入としては考えないこととしてきたが、42年度からは、地方公共団体、民間の社会事業団体あるいは個人等から被保護者の自立更生を目的として恵与された金銭については、恵与者の善意を尊重するとともに、これらの金銭をもつて当該被保護世帯の自立更生を図ることが生活保護制度の趣旨に沿うものである点などを考慮して、これらの金銭を生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途にあてるかぎり収入として認定しないこととした。なお43年度よりは、さらに、被保護者が災害を受けたことによつてうけた補償金又は保険金についても、これが災害を受けた物件の原状回復や、その他当該被保護世帯の自立更生のための用途にあてられるかぎり、収入として認定しないこととした。

---

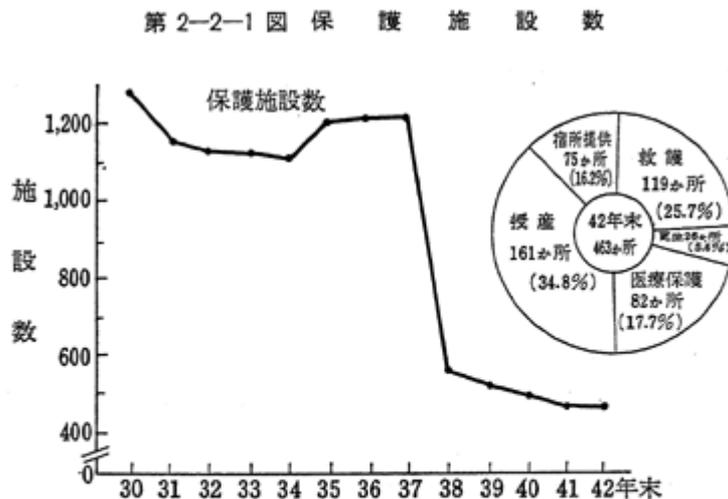
## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 3 保護施設

居宅においては保護を行なうことができないか、又は保護の目的を達しがたい被保護者を収容し、又はこれらの者に利用させて、それぞれの扶助を行なうための施設として救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設及び医療保護施設の5種類があり、その設置は都道府県、市町村、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければできないこととされている。これらの施設の状況は第2-2-1図、収容定員は第2-2-4表のとおりで、救護施設を除き年々減少の傾向にある。これは、老人福祉法、精神薄弱者福祉法、身体障害者福祉法等による諸施設の拡充整備に伴って、保護施設がこれらの他の社会福祉施設に転換され、又は従来保護施設に収容されていた者が、これら諸施設に収容されたことが大きな原因であるが、このほかにも、住宅対策の進展、国民経済の安定向上等の影響による利用者の減少も考えられる。これらのことは、他の社会福祉施策等の進展に伴い、保護施設の果たす役割が減少していくことを示しているものといえよう。

第2-2-1図 保護施設数



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 38年に激減しているのは老人福祉法の施行に伴い養老施設が保護施設から老人福祉施設へ移し換えられたためである。

第2-2-4表 保護施設の収容定員の推移

第 2-2-4 表 保護施設の収容定員の推移

	総 数	救護施設	更生施設	医療保護施設	授産施設	宿所提供施設
35 年	38,967	5,246	5,793	—	9,420	18,508
36	56,020	6,490	5,613	16,553	8,916	18,448
37	53,427	7,701	5,114	16,738	7,978	15,896
38	53,777	8,636	5,102	18,376	8,301	13,362
39	51,964	8,207	4,659	16,879	7,571	14,648
40	50,112	8,334	3,941	17,458	7,443	12,936
41	48,268	8,823	3,818	18,128	6,863	10,636
42	46,133	9,380	2,598	17,550	6,540	10,065

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」

(注) 医療保護施設の定員は許可病床数である。

現在、収容保護を受けている者の中には、他法によつて措置すべきものが含まれているので、今後とも収容者の実態をは握してそれぞれの者に適応した施設に収容して保護の効果をあげるため他法による諸施設の拡充整備が望まれる。なお、保護施設についてはまだ不足しており、また既存の施設の中に老朽化した木造建物を使用しているものなどがあるので、今後とも拡充及び改築整備等の措置を講ずる要がある。

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 4 生活保護の動向

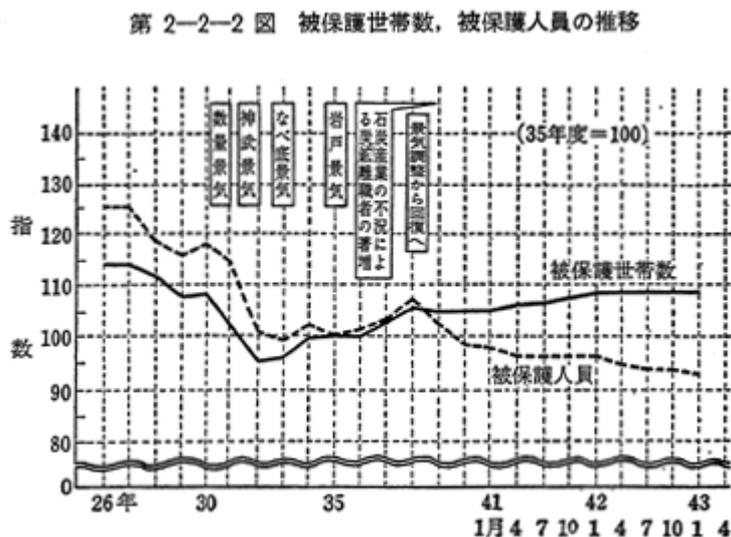
##### (1) 被保護世帯数,人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数及び人員は,昭和42年度平場では,66万世帯,152万人である。これは,41年度に比べてみると世帯数で,約4,500世帯が増加している。しかし,被保護人員は,39年度以降引きつづき減少し,42年度は,41年度より約5万人減少している。

人口1,000人当たり被保護人員でみると42年度は15.2人(以下「保護率」(%。))という。)が保護を受けていることになる。これは,41年度の15.9%。に比べると0.7%。の低下となり,39年度以降保護率は,毎年低下を続けている。

わが国の経済は,39年から40年にかけて,一時不況に見舞われたのであるが,41年にはいるとそれまでの不況打開策として財政面からの積極的な需要喚起策が景気を刺激して上昇に転じ,前回の38年の景気回復テンポをやや上回るほどの好転を示した。この景気回復過程において経済規模の拡大現象が現われ,これに伴って求人活動が活発化し労働力需要が増加した。このことが被保護者階層にも影響して被保護世帯から中卒者等の就労転出者が増加し,世帯人員の減少傾向をもたらしたと思われる(第2-2-2図参照)。

第2-2-2図 被保護世帯数,被保護人員の推移



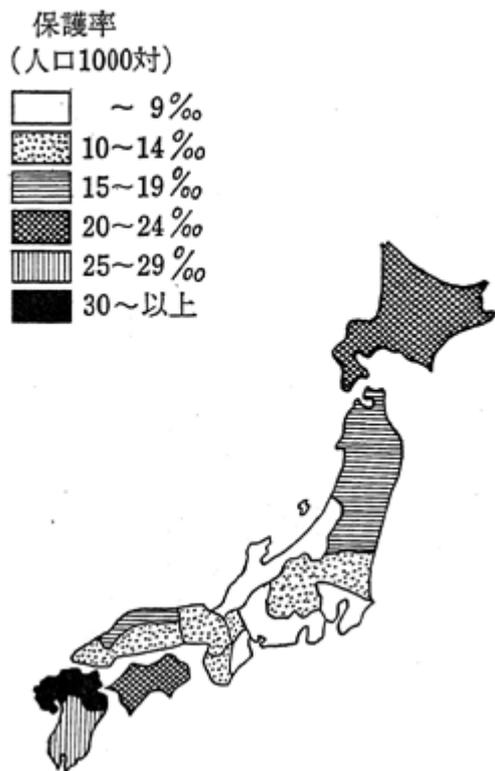
資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

一般的に被保護世帯ないし被保護人員の動向は,社会的,経済的要因と密接な関係があるが地域別にみても,社会構造,産業構造の地域的特異性が如実に現われている。つまり,保護率についてみると産炭地域と農山漁村地域は高率を示し,大都市及びその周辺の地域は,労働力需要が多いというような好条件におかれていることもあつて,低率となつており,その分布は大きくかけ離れている。

地域別に保護率をみると,第2-2-3図のとおりで,最低は東海地区で,7.4%。最高は北九州地区の43.8%。で全国平均の15.2%。と比べてみるとその差が著しい。

### 第2-2-3図 地域別にみた保護率

第 2-2-3 図 地域別にみた保護率  
(42年度)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

## 第2章 所得の保障

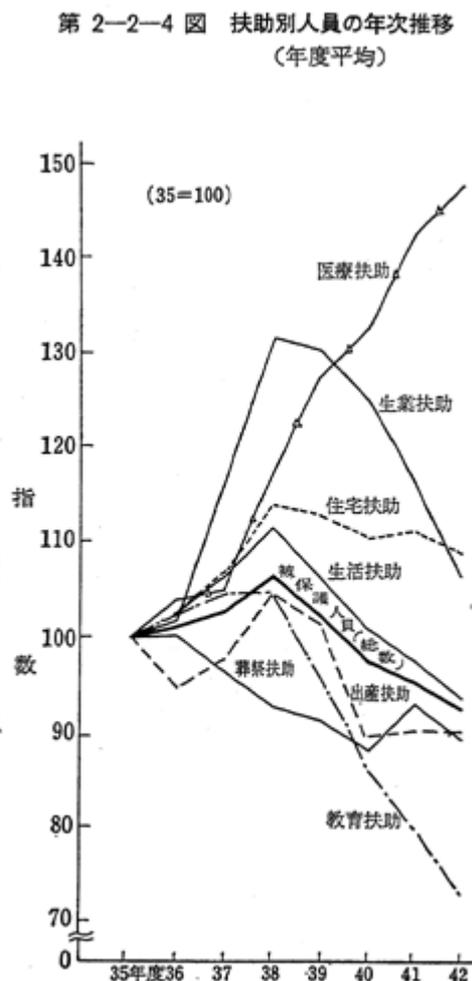
### 第2節 生活保護

#### 4 生活保護の動向

##### (2) 保護の種類別人員の推移

次に、扶助別人員の推移をみると、第2-2-4図のとおり、生活扶助人員は被保護人員総数とほぼ同様に推移している。また、住宅扶助人員は38年以降、41年には若干増加をしたが、総じて減少傾向にある。

第2-2-4図 扶助別人員の年次推移



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

なお、教育扶助人員は、38年度以降急激な減少を示しているが、これは、学齢児童数の減少によるものである。

次に、医療扶助については、その費用が生活保護費額に占める割合が5割をこえて生活保護制度の中で大きなウエイトを占めている。医療扶助人員は、被保護人員総数や生活扶助人員などが減少しているときでも

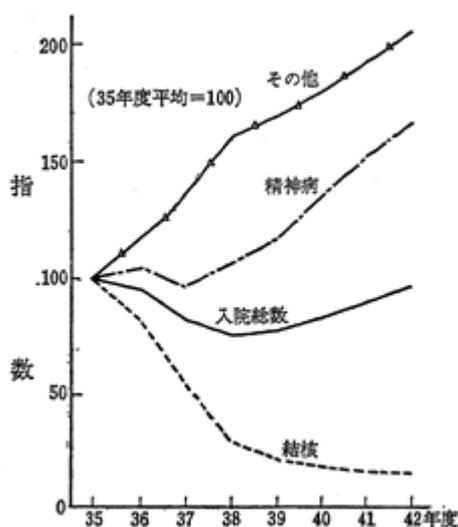
増加を続けている。これを過去7年間の推移でみると、35年度平均46万人であつた医療扶助人員は、その後毎年増加を続け、42年度には68万人となり、1.48倍に達する増加を示している。

入院医療扶助人員についてみると、35年度平均18万人であつたが、36年度に結核予防法、精神衛生法の一部改正が行なわれたことにより、医療扶助患者の移し替え措置が行なわれた結果、それまで増加していた人員も減少し、36年度平均で1万人の減少となつた。それ以降38年度まで減少の傾向をみたが再び39年以降増加を続けている。これを病類別にみると、結核については、結核性疾患が一時猛威をふるつた時代から新薬の発見、次いで結核予防法の一部改正が行なわれたことによって、35年度において9万4千人であつたものが、42年度には1万3千人と約1/7に減少した。精神病患者は、36年度まで増加を示していたが、先に述べたように精神衛生法の一部改正に伴い37年度では減少を示したが、近年における社会環境の複雑化によつて精神病患者の増加傾向を生み、これが医療扶助人員の精神病患者数の増加をもたらし、35年度平均で4万8千人であつたものが、42年度には8万人に増加したものである。

さらに、結核、精神病を除くその他の疾病の人員は、近年著しく増加している。このため、入院医療扶助人員は、総体的には増加した(第2-2-5図参照)。

### 第2-2-5図 病類別入院医療扶助人員の推移

第 2—2—5 図 病類別入院医療扶助人員の推移  
(年度平均)

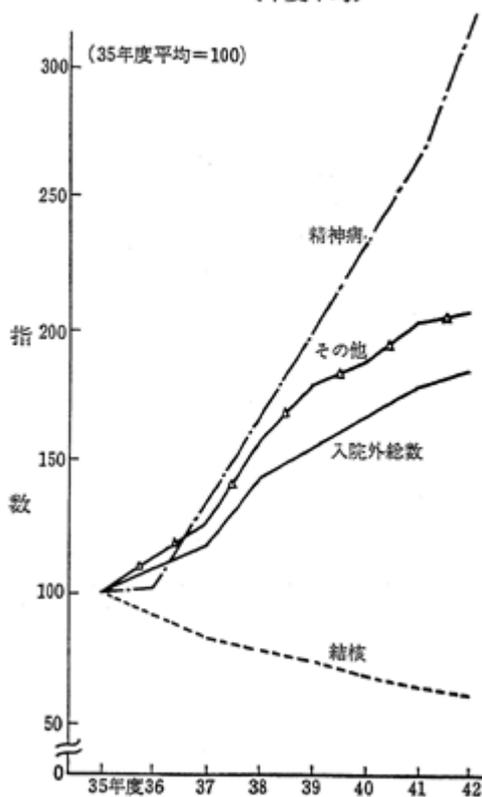


資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

入院外医療扶助人員は、第2-2-6図にみるとおり、近年著しい増加傾向を示し、35年度平均では28万1千人であつたが、42年度平均では、約1.8倍の51万3,000人に増加した。

### 第2-2-6図 病類別入院外医療扶助人員の推移

第 2—2—6 図 病類別入院外医療扶助人員の推移  
(年度平均)



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

病類別にみると精神病患者の伸びが最も大きい。医療扶助は以上のように生活保護制度中において大きな割合を占め、問題点とされているところであるが、この問題の解決のためには、生活保護法のための制度的な問題としてでなく、他法他施策等との関連において検討されなければならないであろう。

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

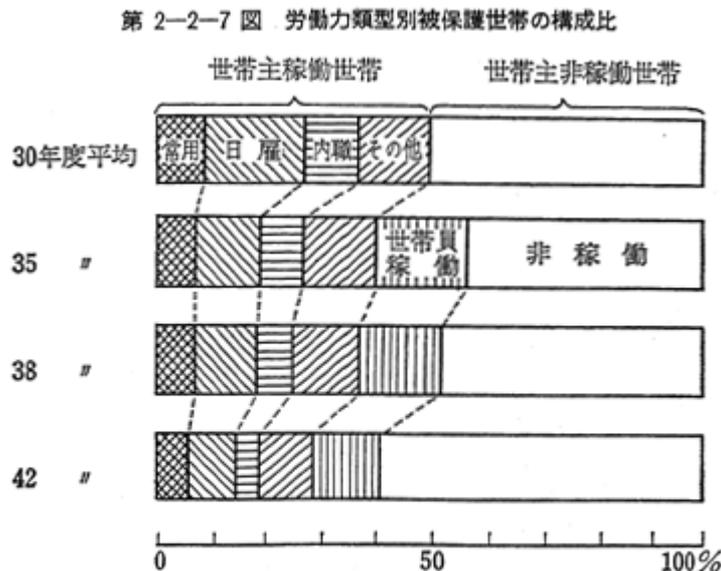
#### 4 生活保護の動向

##### (3) 世帯・人員構造及び就業状況

被保護世帯の労働力状況を労働力類型及び世帯員の年齢構成からみると、次のとおりである。

はじめに、労働力類型をみると第2-2-7図のとおり42年度では、世帯主が働いている世帯は全世帯の29.2%、世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯は12.9%、働いているものがない世帯は57.9%となっている。これを年次別にみると、稼働世帯が年々減少し、逆に非稼働世帯が増加している。世帯主が働いている世帯は、昭和30年度平均では総数の48.7%であったものが、38年度平均では36.5%、42年度平均29.2%と引き続いて減少した。世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯は、38年度平均14.8であったが42年度平均では12.9%に減少している。

第2-2-7図 労働力類型別被保護世帯の構成比



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

(注) 30年度の世帯員稼働世帯は世帯主非稼働世帯に含まれている。

なお、41年7月の被保護者全国一斉調査の結果によると、稼働世帯の割合は1級地では33%で、2,3,4級地へと移るに従いその割合は多くなり、4級地では58%となっている。また、世帯類型別にみると、第2-2-5表のとおり、高齢者世帯や母子世帯などの稼働能力の少ない世帯が総数の35.4%を占めており、全国一般世帯におけるこれらの世帯の割合4.4%に比して大きくかけ離れている。これを世帯類型別の保護率でみると40年は、高齢者世帯17.4%で、35年の24.7%より7.3%低下した。また、母子世帯は24.8%で、35年の18.0%に比して6.8%上昇した。このような稼働能力の少ない世帯の保護率をみると総体的にはほとんど変化していない。

第2-2-5表 被保護世帯と一般世帯の世帯類型別構成比

第2-2-5表 被保護世帯と一般世帯の世帯類型別構成比

		総数	高齢者世帯	母子世帯	その他の世帯
被保護世帯	35. 7. 1	100.0	21.5	13.3	65.2
	38. 7. 1	100.0	24.0	14.5	61.5
	40. 7. 1	100.0	22.9	13.7	63.4
	41. 7. 1	100.0	22.8	12.6	64.6
一般世帯	35. 4. 15	100.0	2.2	1.9	95.9
	38. 4. 15	100.0	2.7	1.4	95.9
	40. 4. 15	100.0	3.1	1.3	95.6
	42. 6. 15	100.0	3.4	1.6	95.0
世帯保護率(%)	35. 7. 1	2.56	24.69	17.96	1.77
	38. 7. 1	2.51	22.22	26.77	1.61
	40. 7. 1	2.32	17.35	24.82	1.55

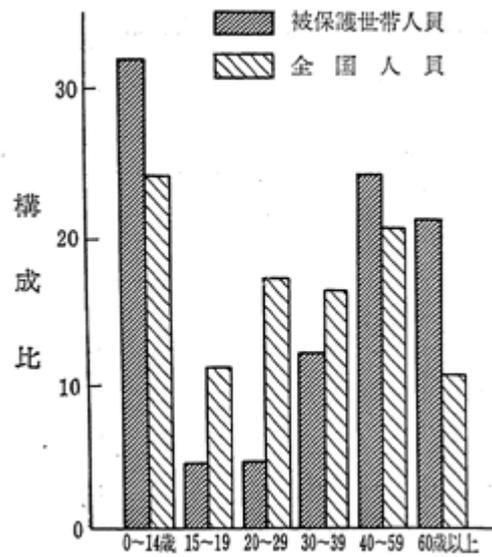
資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」及び厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に、被保護世帯員の年齢構成をみると、0歳から14歳の階級の人口は一般人口におけると同様に年々減少している。しかし、被保護人員総数に占める割合は依然として多く、42年7月の調査結果では32.6%を占めている。また、15歳から39歳までの階級の人口は、37年まで減少を示し、以降横ばいとなつている。40歳から59歳までの階級の人口は、年々その割合は増加し、42年7月で24.4%を占めている。さらに60歳以上の者は、年々その割合が増加し、35年7月14.5%であつたものが、37年では17.3%となつた。しかし、39年には老人福祉法への移し替え措置により16.8%と微減したが、その後再び増加傾向を続け、42年7月では21.3%を占めている。

このような年齢構成を一般世帯の状況と比べてみると第2-2-8図のとおり子供や高齢者などの非生産年齢層の割合が非常に高く、生産年齢層の15歳から59歳までの階級は逆に低くなつている。このような被保護世帯の特徴は、都市部より農村部において顕著にみられる。これは、農村部における都市への人口の流出という一般の傾向と同じような傾向が被保護階層にもみられることによると思われるが、特に新規中卒者等の稼働力のあるものが都市に流出し、稼働力の少ない年齢層が被保護階層に沈澱しているものといえよう。

第2-2-8図 年齢階級別にみた構成比

第 2-2-8 図 年齢階級別にみた構成比



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」  
及び総理府「全国推計人口」

---

## 第2章 所得の保障

### 第2節 生活保護

#### 4 生活保護の動向

##### (4) 費用

---

生活保護に要する費用についての国の負担又は補助の割合をみると、地方公共団体が支弁する扶助費(生活扶助等の7種の扶助費)及び保護施設の事務費については国がその8/10を負担し、同法の施行に要する行政事務費については、その1/2又は1/3を補助することになっており、その額は近年における保護基準の改定及び診療費の増高に伴い35年度における国の予算額465億円が、39年度には約2倍に相当する935億円、43年度には約3.5倍の1,640億円に達し、地方公共団体の負担分を合わせると、2,050億円となる。この43年度予算額は、同年度における国の一般会計予算の2.8%、社会保障関係費の20.1%、厚生省予算の21.3%を占めている。

また、43年度扶助費予算額は1,617億円で、そのうち医療扶助費918億円(56.8%)、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の各扶助費の合計が691億円(42.8%)、その他の扶助費(出産扶助、生業扶助、葬祭扶助費)が7億円(0.4%)となつている。

---

---

## 第2章 所得の保障

### 第3節 児童手当

---

児童手当制度は、児童のいる家庭に対し、児童手当という現金給付を行なうことにより、児童養育費の家計負担を軽減し、家族数と所得のアンバランスを是正し、家庭生活の水準の維持を図り、家庭生活の安定を図るとともに、さらにこれを通じて積極的に児童の健全な育成と資質の向上を図ろうとするものである。

児童養育費がいかに家計の重い負担となつているかは、厚生省が昭和42年10月に行なつた児童養育費調査によつても明らかであり、それによると、義務教育終了前の児童の養育費は、児童が3人いる月収3万円以上6万円未満の勤労者世帯の平均をみると、家計の現金支出5万3,919円に対し、第1子8,212円、第2子6,770円、第3子4,659円であり、それぞれ現金支出に対し、15.2%、12.6%、8.6%となり、児童養育費は1万9,641円で家計の現金支出の36.4%に達する。

また、児童が2人いる同様の世帯をみると、家計の現金支出4万9,150円に対し、児童の養育費は、第1子8,842円、第2子5,711円であり、それぞれ現金支出に対し18.0%、11.6%となり、児童養育費は、1万4,553円で、家計の現金支出の29.6%を占める。

また、43年1月に行なわれた総理府の国民生活に関する世論調査によつても、家計支出のなかに占める養育費の負担感は、最も重い費目をあげさせると、食費に次いで第2位であり、2番目に重い費目を選ばせたものを合計しても第2位に重いと考えられている。このような負担感は、家庭における児童数にも影響することとなるが、理想とする児童の数よりも、実際の児童数が少ない理由としては、「児童1人にかかる費用が高いから」をあげる者が最も多い。このような事情から、児童の養育について親のみならず、その一部を国や社会も負担すべきだという意見が48%を占め、親が負担すべきだとする意見29%よりはるかに多い。

児童手当制度は、このように家計を圧迫している児童養育費の負担の軽減を図ろうとするものであり、社会保障施策の重要な一環として、既に世界の国々のうちで62もの多くの国において実施されている。

厚生省においても、児童手当制度の創設の構想を検討するため、42年11月に児童手当懇談会(座長有沢広巳氏)を発足させ、目下熱心な検討が進められており、近くその具体的な構想が明らかにされる運びとなつている。